

第二期 西海市教育振興基本計画

[平成29年度～平成38年度]



 西海市教育委員会



西海市教育方針

西海市教育委員会は、協働の精神を基盤として、心身ともに健康な市民の育成を期する。

特に、豊かな自然や文化を愛し、生涯にわたり学び続けることができる教育の里づくりに努める。

目 次

<u>はじめに</u>	1
<u>第1章 西海市教育方針について</u>	
1. 西海市教育方針の位置付けについて	3
2. 西海市教育方針及び解説	3
<u>第2章 西海市の教育の現状と課題</u>	
1. 本市を取り巻く社会状況	
(1) 少子化の進展	5
(2) 生活様式や価値観の多様化	5
(3) 高齢化社会の進展	5
(4) 高度情報化の進展	6
(5) 教育施設の老朽化の問題	6
(6) 国際化・グローバル化の進展	6
2. 本市の教育を取り巻く現状と課題	
(1) 学校教育について	7
(2) 生涯学習について	8
(3) 家庭・地域の教育力について	9
(4) 望ましい教育環境について	10
(5) 文化芸術やスポーツについて	11
(6) 保護者アンケートの結果について	12
<u>第3章 今後10年間に目指す重点政策</u>	
1. 基本的な考え方	15
2. 重点政策について	
(1) 生きる力をはぐくむ学校教育の実現	17
(2) いつでもどこでも学べる生涯学習の推進	17
(3) 市民総ぐるみで取り組む教育力の向上	18

（４）安心して学べる教育環境の構築		18
（５）地域を支える文化・芸術、スポーツの振興		19
３．計画の推進と管理について		20

第４章 重点政策を実現するための施策

重点政策 1

生きる力をはぐくむ学校教育の実現

１．能力や個性を伸ばす教育の推進		22
（１）学力の向上		
（２）特別支援教育の充実		
（３）特色ある学校づくりの推進		
２．豊かな心の育成とふるさとを学ぶ教育の推進		26
（１）道徳教育の充実		
（２）ふるさとを学ぶ教育の推進		
（３）読書活動の推進		
（４）不登校等の子どもへの支援		
３．健康で安全な学校生活の実現		30
（１）健康・安全教育の推進		
（２）学校体育の充実と体力の向上		
（３）学校給食・食育の充実		
４．教職員の資質の向上		33
（１）教職員研修の充実		
（２）校内研修の推進		
５．幼児教育の推進		35
（１）幼・保・小連携の推進		
（２）幼児教育への支援		

重点政策 2

いつでもどこでも学べる生涯学習の推進

1. 学習環境の充実 38
 - (1) 社会情勢に対応した生涯学習の推進と学習環境の整備
 - (2) 図書館ネットワークの整備
 - (3) 図書サービスの向上
 - (4) 子どもの読書活動の充実
2. 公民館活動の活性化 43
 - (1) 公民館を核とした地域教育力の向上
 - (2) 公民館等を活用した学習拠点づくり及びネットワークの整備
3. 人権・同和教育の推進 45
 - (1) 社会における人権教育の推進
 - (2) 学校における人権・同和教育及び平和教育の推進

重点政策 3

市民総ぐるみで取り組む教育力の向上

1. 家庭の教育力の向上 48
 - (1) 保護者への子育て支援
 - (2) P T A活動の活性化
2. 青少年の健全育成 51
 - (1) 青少年関係団体の活性化
 - (2) 青少年の交流活動の推進
 - (3) 青少年を有害環境から守る取組の推進

重点政策 4

安心して学べる教育環境の構築

1. 安心して望ましい教育環境の実現 54
 - (1) 安全確保を図る地域ボランティアの育成
 - (2) 学校の適正配置の促進
 - (3) 放課後の子どもたちの居場所づくり
 - (4) 奨学資金制度の拡充

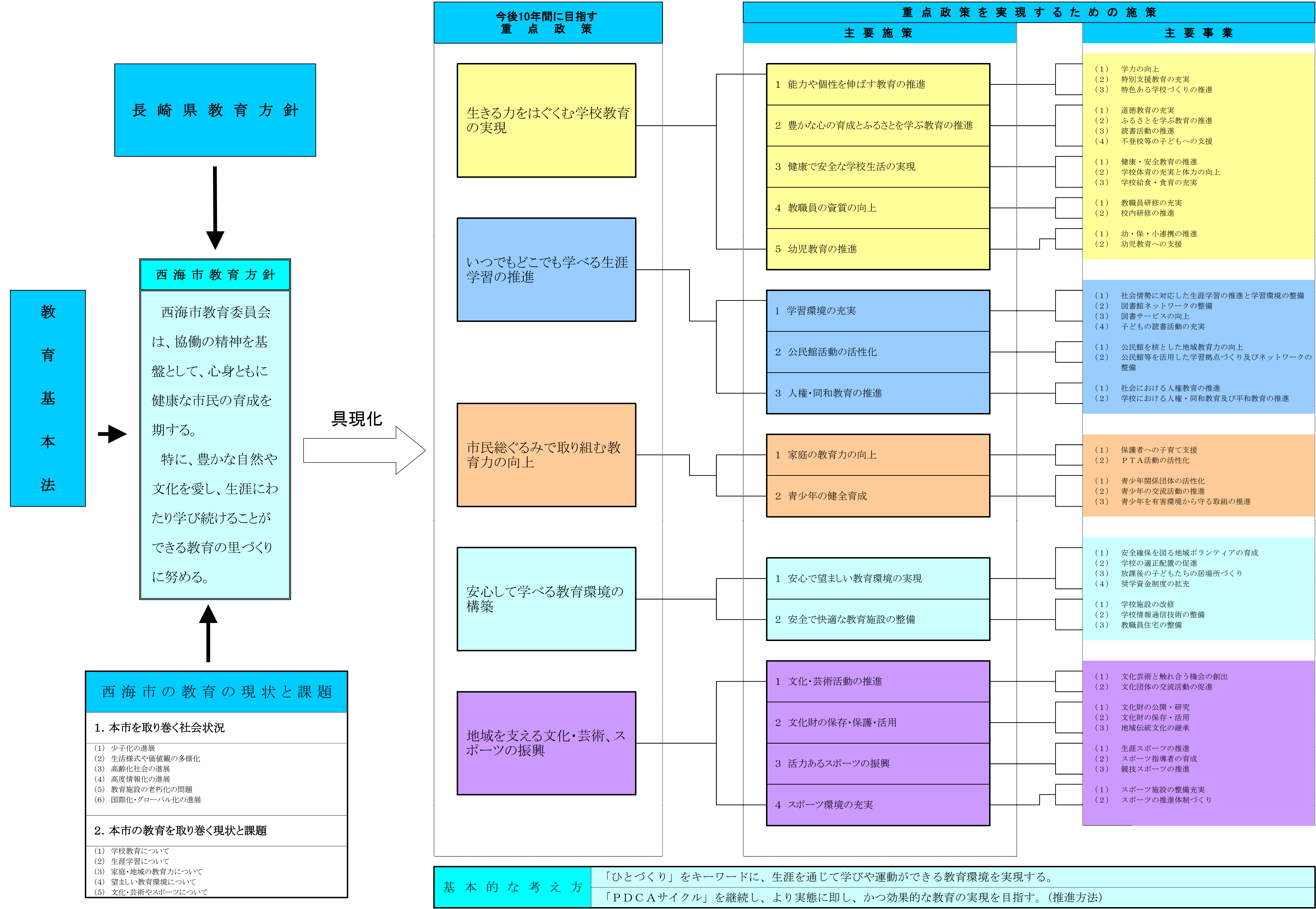
2. 安全で快適な教育施設の整備	60
(1) 学校施設の改修	
(2) 学校情報通信技術の整備	
(3) 教職員住宅の整備	

重点政策5

地域を支える文化・芸術、スポーツの振興

1. 文化・芸術活動の推進	64
(1) 文化芸術と触れ合う機会の創出	
(2) 文化団体の交流活動の促進	
2. 文化財の保存・保護・活用	67
(1) 文化財の公開・研究	
(2) 文化財の保存・活用	
(3) 地域伝統文化の継承	
3. 活力あるスポーツの振興	70
(1) 生涯スポーツの推進	
(2) スポーツ指導者の育成	
(3) 競技スポーツの推進	
4. スポーツ環境の充実	73
(1) スポーツ施設の整備充実	
(2) スポーツの推進体制づくり	

西海市教育振興基本計画の体系



はじめに

本市の教育行政は、平成 18 年度に策定した「西海市総合計画」に則って「生きがいと未来を創造する教育の里づくり」を基本方針に掲げ、「郷土を担う人材育成」「人とモノのネットワークづくり」「地域教育の再生」「子どもと向き合う家庭教育の充実」をキーワードに、学校教育、生涯学習、青少年の健全育成、地域間交流、芸術文化・歴史の 5 つの分野にわたる基本計画に基づく教育行政を推進してきましたが、平成 18 年 12 月に公布・施行された「教育基本法」第 17 条に基づき、平成 21 年度を初年度とし、平成 28 を最終年度とする 8 年間のアクションプランとして「西海市教育振興基本計画」（以下「第一期計画」という。）を策定しました。

第一期計画は、「西海市総合計画」を基本としながら、改正教育基本法や新学習指導要領の趣旨に沿う内容を付加し、学校施設の耐震化や学校の適正配置、長崎国体などの当時の今日的教育課題について盛り込むとともに、「西海市教育方針」についても西海市の自然や文化そして教育風土を生かした教育の実現を目指し、「健康」と「協働」をキーワードに改訂を行い、計画に基づき数々の施策に取り組んできました。

この間、少子・高齢化の進行や人口減少、グローバル化の進展などに伴い、教育を取巻く環境の変化に対応した生涯を通じた学習の機会を確保する方策、すべての大人・子どもが自立して共に生きるための知識や能力を身に付けることが一層求められています。

また、平成 27 年 4 月には、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により、教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任体制の明確化、迅速な危機管理体制の構築、地方公共団体の長と教育委員会との連携強化とともに、地方に対する国の関与の見直しなど教育委員会制度の抜本的な改正が行われました。

本市においても、このような国の教育改革の動向や教育課題を踏まえた適切な対応が必要となっています。

第二期西海市教育振興基本計画は、第一期計画期間の終了に伴いその成果と課題を検証し、現在の教育を取巻く社会の動向を踏まえて、西海市教育方針の実現に向けた具体的な取り組みを示し、本市教育の振興に市民の皆様と取り組んでいこうとするものです。

(教育振興基本計画)

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。



さいかいシティーウォーク

第1章 西海市教育方針について

1. 西海市教育方針の位置付けについて

平成 18 年 12 月に「教育基本法」が改正され、新たな条文第 17 条により、国の「教育振興基本計画」の策定、公表が規定され、また地方公共団体についても基本的な計画策定に努めるよう定められています。

国の「第二期教育振興基本計画」は、平成 25 年 6 月 14 日の閣議決定により、平成 25 年度から平成 29 年度までの計画期間で策定されており、長崎県においても「第二期長崎県教育振興基本計画」が平成 26 年度から平成 30 年度を計画期間として、平成 25 年 12 月に策定されています。

西海市教育振興基本計画は、平成 28 年度に計画期間が終了することに伴い、第二期計画を策定いたしますが、一貫した基本理念を継続して推進していく必要性を重視し、「西海市教育方針」については、西海市の良き教育風土を基盤に置き、教育基本法や国の教育振興基本計画の方針に沿って策定している現方針を継続して市の教育方針として位置付けています。

2. 西海市教育方針及び解説

西海市教育委員会は、^①協働の精神を基盤として、^②心身ともに健康な市民の育成を期する。

特に、^③豊かな自然や文化を愛し、^④生涯にわたり学び続けることができる
^⑤教育の里づくりに努める。

【解説】

① 「協働の精神」

本市においては、昔から「地域の子どもは地域で育てる」というよい教育風土を継承しています。例えば、学校教育では、保護者、教職員、地域住民の 3 者が目標を共有するとともに、目標達成のためのそれぞれの役割を自覚し、連携しながら子どもの教育にあたってきました。

このように「協働の精神」とは、それぞれが目標を共有し、つながりあって活動に取り組む態度であ

ると考えます。

② 「心身ともに健康」

本市の教育の目的は、「心身ともに健康な市民の育成」です。これは、本市が目指している「健康の里さいかい」に基づくものです。

心身ともに健康な「市民像」は、ライフステージに応じて具体化することとしています。したがって、西海市の市民像は「生涯にわたり学ぶ心身ともに健康な市民」となり、学校で学ぶ児童生徒像は、「健やかな体と豊かな心を持ち、確かな学力を身に付けた児童生徒」と捉えています。

③ 「豊かな自然や文化」

本市は豊かな自然に恵まれるとともに大陸に開かれた海を通じて、特色ある文化や歴史をはぐくんできました。この美しい山や田園、地域に継承されている芸能や行事などは、後世に伝えなければならない貴重な財産です。

今後とも、これらの自然や文化と共生しながら生きることが、郷土を誇りに思い、郷土を愛する市民の育成につながるものと考えます。

④ 「生涯にわたり学び続ける」

市民一人一人が、生きがいを持ってくらすためには、生涯にわたり学び続けることが求められます。それは、個人的な趣味や教養を充足するということに止まらず、地域を支える主体者としての意識づくりにつながります。

誰もがいつでもどこでも学べる環境を整えることによって、市民一人一人が郷土に愛着と責任を持ってくれるものと期待しています。

⑤ 「教育の里」

本市は、自然や地理的条件のもとで「地域共同社会」として発展してきました。ここに住む里人は、共生や信頼を旨とする「心の絆」を最も大事に考えています。

本市の教育の振興にあたっては、里の精神である「絆」の再生・強化を図りたいとの願いを「教育の里」という文言に込めました。

第2章 西海市の教育の現状と課題

1. 本市を取り巻く社会状況

(1) 少子化の進展

本市の人口は、年々減少を続けており、国勢調査結果によると、西海市が発足した平成17年度の人口は33,422人、平成22年度の人口は31,176人で、その内、年少人口（15歳未満）の割合は、11.9%（3,710人）でした。平成27年度の国勢調査の速報値人口は28,692人で、少子化や若年層の流出等により年々減少しています。年少人口（15歳未満）は、今後も低下することが予想されています。

このため、平成27年度に策定した西海市人口ビジョンでは、2060年の目標人口を30,000人に定めて、人口減少対策に向けた各分野での対策が講じられていくこととなります。

しかしながら、この年少人口の減少により、「学校の小規模化」「複式学級の発生」「子ども会などの子ども集団活動の不成立」「子どもが参画する地域行事の減少」などの問題が生じています。

(2) 生活様式や価値観の多様化

これまで多くの市民は、本市の自然環境に沿い地域共同社会の取組を重視した生活を営んできました。この考え方や生活様式は、わずらわしい面もありますが扶助の精神をはぐくみ、このことが地域づくりや子育てのエネルギーとなってきました。

ところが、核家族化あるいは価値観の多様化等により、共同体意識が衰退の傾向にあり、その結果、住民同士の絆が希薄化し、地域づくりや教育の上に新たな問題が起こっています。

また、物質的な豊かさに加え、自然や芸術文化とのふれあいを通して「心の豊かさ」を求め、健康で生きがいのある人生を過ごし、自己実現を図っていこうとする考え方が強くなるなど、人々の生活意識も多様化しています。

このような地域社会の変化の中で、青少年の健全育成は勿論のこと、社会の基盤である「つながり」や「支え合い」の意識を高めるための取組を進め、地域力の再生を図っていく必要があります。

(3) 高齢化社会の進展

平成27年度の本市における高齢化人口（65歳以上）割合は、35.8%（10,323人）でしたが、民間の研究所の推計では、平成37年度には41.5%まで上昇すると見られています。ただし、市の人口ビジョンでは、平成37年度で37.5%を維持しようとしています。

高齢化によって、福祉や医療をはじめとする諸問題が発生してきています。一方、教育分野においては、高齢化の進展という事実をチャンスに捉えようとする観点も生まれています。地域に在住する高齢者の方に、小

学校での農業体験活動や、低学年の登下校時の見守りや声かけなどで協力いただくなど、今後、高齢者の豊かな経験や技術を教育の様々な分野で生かすことが求められます。

（４）高度情報化の進展

インターネットや携帯電話など情報通信技術（ＩＣＴ）の発達により、容易に多くの情報を入手したり、不特定多数の人々と情報交換ができるなど、情報の利便性は格段に高まっています。一方、ＩＣＴ化の進展は、個人情報の流出や有害な情報に接する危険性が増すなど、子どもたちが、ネット犯罪に巻き込まれることや「ネット上のいじめ」、携帯電話依存などといった新たな問題も生じてきています。

こういった情報化社会に対応するためには、情報の正確性や信頼性をみる判断力や情報を選択する能力など、情報活用能力の育成が必要となります。また、ネット社会に関する情報モラルやマナーの習得とともに、家庭での学習時間や家族での語り合いの時間確保なども重要な課題です。

（５）教育施設の老朽化の問題

学校施設は、子どもたちが一日の大半を過ごす活動の場であると同時に、非常災害時には地域住民の避難場所としての役割も果たしています。したがって、子どもや地域住民の安心・安全を確保する上で学校施設の環境整備は極めて重要です。

市立小・中学校施設の内、昭和 56 年以前に建てられたもの、いわゆる耐震基準を満たしていない建物は、55 棟（71.4%）でしたが、耐震工事を計画的に実施した結果、耐震化率は平成 28 年度で 100%となります。しかしながら、学校を含めた教育施設は老朽化が進んでおり、今後、多くの施設が大規模な改修が必要な状況となっています。

また、学校の教室やトイレなどは、快適な教育環境を実現するために、施設の質的改善も重要な課題となっています。

（６）国際化・グローバル化の進展

経済分野をはじめ、教育・文化・芸術・スポーツなど様々な分野において、国と国とが国境を越えて連携し、相互に依存・協力し合う関係が深まっています。

そのため、社内言語を英語に限定し、英語を用いて日常的な業務や商取引を行う国内企業が見られるなど、国際語としての英語を活用する能力が一層重要視されています。

今後もあらゆる分野で国際化が進み、国際的な交流が広がる中、多様な文化や価値観に触れる機会が多くなり、英語によるコミュニケーション能力の必要性がますます高まってくるものと思われます。

また、コミュニケーション能力とともに、異文化と共存し、自らの考えを適切に伝え、主体的に行動する能力を身に付けた人材の育成が求められています。

2. 本市の教育を取り巻く現状と課題

(1) 学校教育について

学校教育においては、人間尊重の精神を基本とし、平和や真理を求め、自ら学び続ける意欲や態度を養うとともに、社会の変化に柔軟に対応し新しい時代を主体的に生きる心身ともに健康な人間の育成が求められています。本市においては、学習指導要領の基本理念である「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」といった知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」の育成を中心課題として、これまで取り組んできました。

各学校は、本市の教育方針に基づき、家庭と連携しながら地域の実態を生かした特色ある教育活動を実施していますが、幼児教育などの課題も残っています。今後、それらの課題も含めて、望ましい教育環境の整備や教育活動への支援などを行う必要があります。

① 確かな学力

「全国学力・学習状況調査」は、小学校6年生と中学校3年生を対象に、「国語」と「算数・数学」を、「西海市学力調査」は、小学校4年生を対象に、「国語」と「算数」、中学校1年生を対象に、「国語」と「数学」、中学校2年生を対象に、「英語」を、さらには「長崎県学力調査」は、小学校5年生と中学校2年生に、「国語」と「算数・数学」を、中学校3年生を対象に「英語」を実施しています。

平成28年度全国学力・学習状況調査の結果については、小学校の国語B、算数A、算数B問題が全国平均正答率と同等、国語Aが全国平均正答率を下回る結果となりました。また、中学校においては、国語B問題が全国平均正答率を上回り、国語A、数学Bは全国平均正答率と同等、数学Aは全国平均正答率を下回る結果となっています。

学力の向上に当たっては、一人一人の子どもに目を向けた「分かる授業」を積み重ねることが重要です。そのためには、各教員の指導力を高める授業研究や研修を充実する必要があります。

また、「全国学力・学習状況調査」において、本市の児童生徒は、生活習慣や自尊感情、将来の夢や目標等に関して、全国平均を上回るものが多く、携帯電話やスマートフォンの使用時間が全国平均に比べて短いという結果が出ています。良い面を伸ばし明確な将来の夢や目標を持ち、実現に向けての努力を惜しまず、自らの可能性を高めようとする児童生徒を育てるためのキャリア教育の充実や家庭学習時間の向上を図るために学校と家庭が連携した家庭教育の充実も必要です。

② 豊かな心

本市の子どもたちは、素直で他人の言うことをよく聞き、規範意識も高い傾向にあります。直近の「いじめ」「暴力行為」の調査結果を県平均と比べてみると、いじめの認知率は、県平均の3分の1であり、暴力行為は、小中学校ともに発生件数がゼロとなっています。

一方、子ども同士の切磋琢磨やコミュニケーション能力が乏しいという面が見られます。心の教育の上での課題は、「不登校」の問題です。市内の小中学校における不登校児童生徒(病気以外で30日以上欠席があ

る者)は、平成 27 年度において、小学生は 3 人(0.2%)、中学生が 11 人(1.5%)で、減少傾向にあったものが、やや増加に転じています。不登校の原因は、友人関係をめぐる問題や学業不振、家庭における問題、本人に関わる問題等、様々です。

各学校においては、魅力ある学校づくりに取り組むとともに児童生徒の心の健康状態の把握に努め、学校をあげて組織的に不登校対策に取り組んでいます。依然として不登校等の問題を抱えた児童生徒は存在しており、本人や保護者への教育相談とともに、進級・進学を目指した学習の支援も求められています。

③ 健やかな体

本市の児童・生徒は、体力テストのほとんどの種目において県平均を上回っており、体力は優れていると言えます。これは、学校体育の時間の充実はもちろんのこと、小学校における課外クラブや中学校の部活動等を通じて培われたものと考えます。

今後とも、運動に親しむ児童生徒の育成が求められます。学習指導要領の改訂による中学校保健体育の武道必修化を契機として、武道をはじめとする様々な運動領域において、指導者の指導技術の向上を図る必要があります。

(2) 生涯学習について

生涯学習は、「自らが一生にわたって学んで、その学び取ったことを生かして生活すること」です。

本市発足以来、旧町において実施していた特色ある事業や講座を継続発展させるとともに、「公民館活動の活性化」を施策の中心に据え、市民のニーズに応える生涯学習を進めてきました。

しかしながら、市民一人一人のライフスタイルや価値観の多様化に伴い、生涯にわたる多様な学習への関心が高まるとともに、図書館をはじめとする社会教育施設の整備や活動内容のさらなる充実を求める声が聞かれるようになっていきます。

また、地域力を高める上から、個人的な趣味・教養を充足させる生涯学習だけでなく、市民自らが企画する講座や新しい「公共」を支える主体的な意識づくりとしての学習活動の促進も期待されています。

今後の生涯学習の展開に当たっては、子どもから高齢者までの「だれもが」行い、市民「だれもが」実践していくことで、心豊かな生活を送ることをめざし、市民の自分づくりという観点から各ライフステージにおいて直面する課題やニーズに応じた学習機会の提供が求められています。

① 公民館活動

本市には、公立公民館は中央館・類似施設が 5 つの町に 5 館、地区館が 4 つの町に 10 館、地域住民の自主運営による自治公民館は 4 つの町に 71 館あります。

公立公民館と自治公民館では、予算や運営などの上で大きな違いがあり、統一した活動ができにくいという課題把握から小学校区単位での公立公民館設立を目指し、3 館の公立公民館が設立されました。

今後は、市全体として公立公民館及び自治公民館の在り方を検討しながら、各地区の実情に応じた公民館

組織への支援体制を整え、地域の活性化を目指す必要があります。

② 生涯学習講座

公立公民館、自治公民館ともに旧町の伝統を生かし、それぞれ特色ある生涯学習講座を開催していますが、講座内容や受講者の固定化という問題点や「好きな講座を好きな時間帯に受講したい」との声が挙がっています。

生涯学習に対する関心が高い世代や対象者のみならず、全ての世代や対象者に興味を持たせるよう、全市的かつ計画的な学習講座を開設するとともに、適切かつ効果的な情報提供を行う必要があります。

さらには、研究学習成果を発表する機会の提供や受講者のネットワークづくり等の体制づくりを整え、将来的には自主学習ができる団体等となるように育成することも課題です。

(3) 家庭・地域の教育力について

近年、全国的な少子高齢化や核家族化が進む中で個々のライフスタイルや価値観の多様化に伴い人間関係の希薄化等を生み出し、家庭や地域における子育て環境も変化しています。

このことは、本市においても例外ではありません。

保健福祉部局はじめ関係機関と連携を図りながら家庭教育の在り方について学ぶ機会を提供するなどの子育て世代の保護者に対し、支援を行う必要があります。

① 家庭の教育力

家庭教育は、すべての教育の出発点であり、基本的な倫理観や社会的マナー、自立心などを育成する上で重要な役割を果たすものです。

しかしながら、全国的には核家族化や少子化等の影響を受け、子育てに対する不安や負担等を相談する相手がいないために、児童虐待や少年非行が深刻化するなど、家庭の教育力が低下の傾向にあると言われていています。

本市においては、市内各小中学校PTAや、幼稚園、保育所の保護者会が主催する「家庭教育学級」への支援や社会教育講座や各地区公民館講座において子育て世代に向けた学習機会を提供し、家庭教育の向上に努めてきました。

今後も、地域住民の知恵や協力を得ながら、さらなる家庭教育の充実に努める必要があります。

② 地域の教育力

本市は、農業・漁業を中心として生活を営んできた地域であり、各地域には収穫を祝う祭りや神社の祭礼など年中行事があり、そのような催しを通して地域住民の心の絆が深く結びついていました。また、地域の子どもたちも地域での催しに参加し、集団活動の中で褒められたり叱られたりしながら生活習慣や社会規範を身に付けていました。このようにして、「地域の子どもは、地域で育てる」を合言葉に、青少年の健全育成

に取り組んできた歴史があります。

しかしながら、近年では少子化による後継者不足や地域住民の価値観の多様化等もあり、地域の祭りや行事が廃止・縮小され、住民同士の人間関係が希薄化するとともに、子どもたちの社会体験の場が減少しています。

今後は、公民館活動や子ども会活動のなかでの世代間交流や関連機関と連携を図りながら子どもを中心に据えた活動を通じて社会の変化に対応した地域の教育力の向上を図る必要があります。

(4) 望ましい教育環境について

震災等における校舎の安全性や子どもたちが登下校時に巻き込まれる事件などの情報に接するたびに、安全で安心な教育環境の構築の重要性を再認識させられます。学校施設の耐震化については、東日本大震災も一つの契機として耐震工事は率先して実施され、全国的に学校施設の耐震化率は向上しており、本市も平成 28 年度で 100%を達成する見込となります。今後の課題としては、施設の老朽化や地球温暖化の影響、生活環境の変化などに対応した教育環境の改善などがあります。また、少子化による児童生徒数の減少も加速しており、学校の適正配置化も大きな課題です。

① 学校施設の長寿命化

学校施設は、子どもたちが一日の大半を過ごす教育の場であるとともに、災害発生時の緊急避難場所でもあり、安全・安心が確保されていなければなりません。

本市の小・中学校校舎及び体育館は、昭和 56 年以前に建築された建物が約 7 割を占めており、耐震基準を満たすための耐震工事はこれまで先んじて行い安全は確保していますが、施設の老朽化は待ったなしで進んでいるため、大規模な改修工事が必要な状況です。

② 学校施設の改善

子ども一人一人の資質・能力を最大限に引き出すためには、快適な教育環境の構築が重要ですが、本市の場合、最適とはいえない現状にあります。特に、情報化時代の今日、情報機器を使った学習は必須ですが、本市ではインターネット網への接続速度が十分確保できない環境があるため大きな課題となっています。

また、近年の地球温暖化による気温の上昇の影響等で夏季の教室環境も望ましいものとは言えません。生活様式の変化から現在の家庭では洋式トイレが主流であり、学校トイレで大半を占めている和式トイレも洋式化が望まれています。

③ 学校規模

子どもたちが、切磋琢磨しながら学習やスポーツに励むためには、望ましい学校規模が必要であると言われています。本市の学校規模は、平成 28 年度現在、小学校において 14 校中 6 校が複式学級を有しており極小規模校となっています。

この小規模化傾向は、今後ますます拡大することが予測されますので、学校の適正規模化を促進する必要があります。

(5) 文化芸術やスポーツについて

市民が心豊かで潤いのある生活を送るためには、多様な芸術文化に触れるとともに、地域の伝統芸能などを継承する心をはぐくむことが大切です。

また、「活躍のまち」を目標とする西海市民が、誰でも健康づくりや体力づくりの実現に向けて、子どもから高齢者までがスポーツに親しめる環境の整備と豊富な活動メニューが求められています。

① 文化芸術

文化芸術活動は、人々に安らぎや生きる喜びをもたらし、人生を豊かにします。本市は、地理的・規模的条件から高次の文化芸術に接する機会が少ないものの、特色ある有形・無形の文化財が保存・継承されています。

平成 23 年度に発足した文化協会も、さまざまな事業を展開しながら、組織としての基盤も整備されてきました。今後は、文化施設の整備活用を図りながら、引き続き地域に継承されている郷土芸能の保存・活用を図り、後継者の育成を進める必要があります。同時に、新しい文化芸術を創造している若年及び熟年の団体への支援も大事なことです。

さらに、市内 3 つの資料館に保存されている資料の適正保存や集約化を検討し、新たな本市の特色ある文化や歴史の教育的活用を図りながら、市民の郷土の誇りを醸成する取組や、情報発信をする必要があります。

② スポーツ

本市は、「活躍のまち」を将来像に描いています。このためには、誰もが生涯を通じてスポーツに親しむ「生涯スポーツ社会」の実現が求められています。

小・中学生の心身の発達状況に応じて競技力向上を図るための環境づくりを進めると同時に、「生涯スポーツ」として軽スポーツ、レクリエーション及び体力維持のための運動を普及していく必要があります。

併せて、西海市体育協会や西海市スポーツ推進委員と連携し、各種競技会やスポーツ教室、トレーニング講習会等を企画・立案し、より高いレベルのニーズにも応える必要があります。

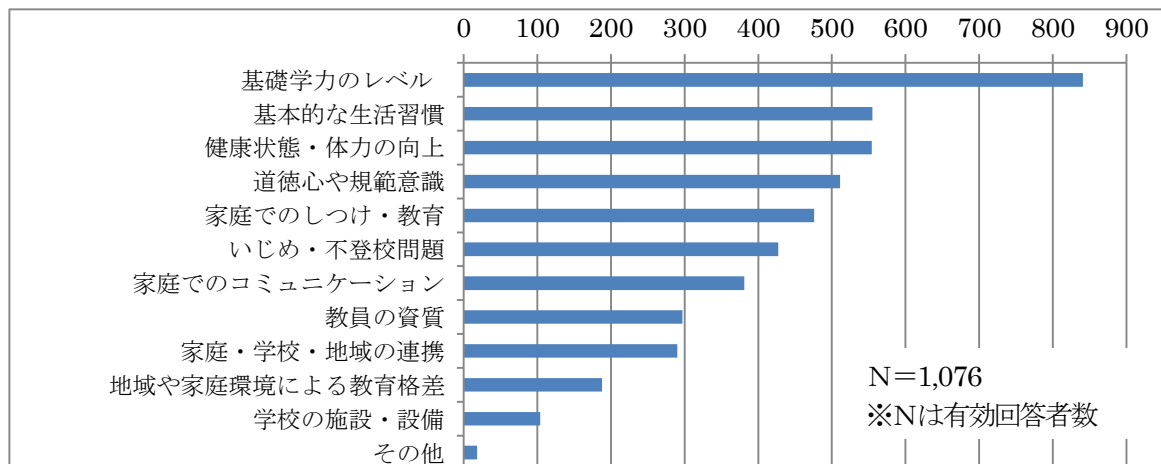
また、実践するスポーツだけではなく、「見て、応援し、支える」といった立場でのスポーツへの関わりも支援していく必要があります。

(6) 保護者アンケートの結果について

平成28年度に実施した「西海市教育振興基本計画に係る保護者アンケート」の結果を示します。

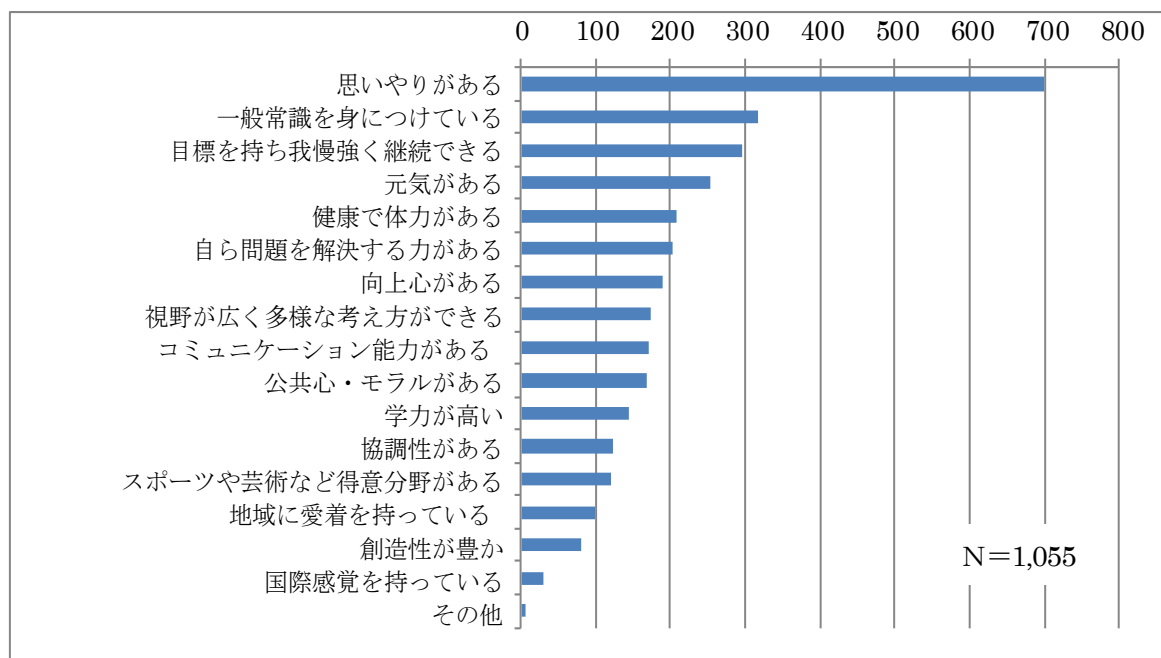
① 子どもの教育について関心のあること

教育における関心は、「基礎学力のレベル」が群を抜いており、保護者は基本的に確かな学力を望んでいることが伺えます。次に「基本的な生活習慣」が続き、3位には「健康状態・体力の向上」という結果となっています。



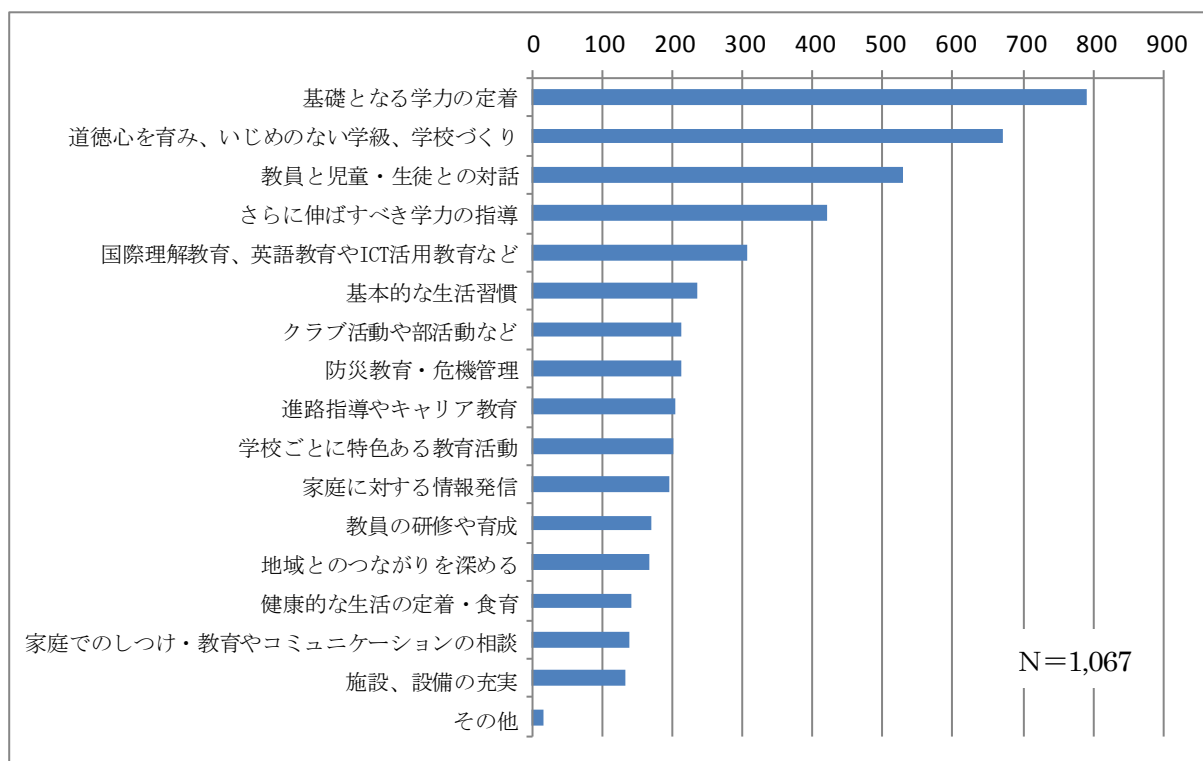
② 育てほしい子ども像

子どもがどのように育てほしいかとの設問では、「思いやりがある」が特に多く、次に「一般常識を身につけている」、「目標を持ち我慢強く継続できる」、「元気がある」といった回答が上位になっています。豊かな人間性や社会性がはぐくまれることが期待されています。



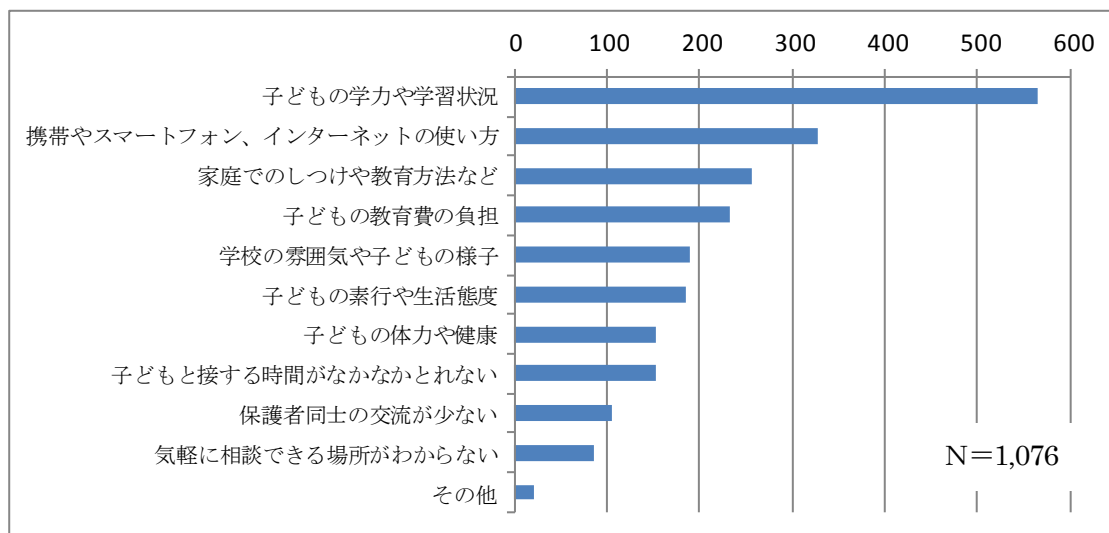
③ 小中学校に望むこと

もっとも多くあげられたのは「基礎学力の定着」です。学力においては、それに加え「英語やICT」などの時代に対応した教育も求められています。また、「思いやりの醸成やいじめの解消」、「子どもに対する教職員の理解を深めること」が重要であると考えられています。



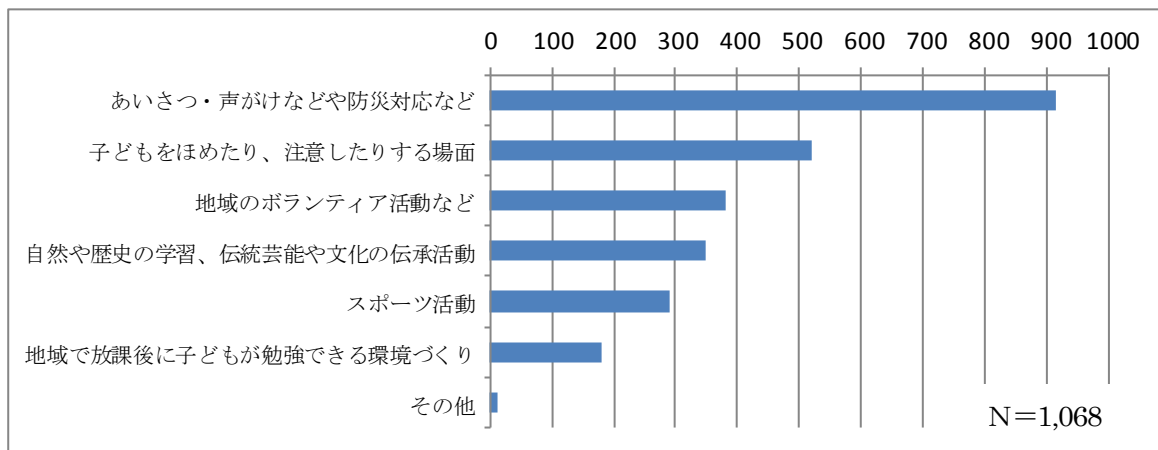
④ 家庭教育で困っていること

「子どもの学力や学習状況」がもっとも多くあげられました。次いで「携帯電話やインターネットの使い方」への回答が多く、これは、「家庭でのしつけや教育方法」などより困っているという結果になっています。携帯電話やインターネットについては、親自身の幼少期に機器やインフラがなかったため、子ども時代における使用方法について、自らの経験に基づく判断基準がないことなどが不安の要因となっていることも考えられます。



⑤ 地域の教育力が必要な場面

「あいさつ・声がけなどや防災対応など」、地域の安全、安心を確保という回答がもっとも多くなっています。一方で、「スポーツ活動」や「放課後の勉強」についての回答は少数です。放課後の学習は家庭でするものという認識があり、地域がその場に参画するという発想に至っていないと考えられます。



第3章 今後10年間に目指す重点政策

1. 基本的な考え方

本市は平成28年度に「第二期西海市総合計画」を策定し、諸施策の基本的な方向性や推進方策などを定めています。計画期間は、平成29年度（2017年度）を初年度とし、平成38年度（2026年度）までの10年間としています。また、社会情勢の変化や計画の進捗状況などにより必要に応じて5年後の平成33年度（2021年度）に見直しを行うことになっています。

市の第二次総合計画基本構想の3つのまちづくりの基本目標の中で「生涯にわたり活躍できるひとづくり」において教育分野が位置付けられており、その構想と歩調を合わせながら「第二期西海市教育振興基本計画」は策定を行っており、現下の教育課題に対応した内容になっています。

したがって、計画期間は総合計画に沿い、平成29年度（2017年度）を初年度とし、平成38年度（2026年度）を最終年度とする10年間の計画としています。

なお、教育分野での施策については、第一期教育振興基本計画の構成や主要事業を見直し、一定目標を達したと思われる事業は形を変更して新たな事業としています。学校教育においては次期学習指導要領で示されるであろう、思考力や表現力を育成する方針を念頭において施策を構成しています。

また、少子高齢化が加速する中、前計画での「健康」は重要なテーマであることから引き続きサブテーマとして捉えています。

今回見直す「教育振興基本計画」では、これら個別のテーマを横断的に捉え、教育施策の総合的な推進を図ります。

その際、取組の全般にわたり、以下の考え方を重視しています。

◎市総合計画のまちづくりの基本目標「生涯にわたり活躍できる人づくり」を目指して、教育分野が担う生涯を通じて学びや運動ができる教育環境を実現する。

これからの日本社会は「将来の予測が困難な複雑で変化の激しい社会」だと言われています。教育分野において、学校教育段階はもとより、生涯を通じて自らを磨き、高めていくことが一層重要となってきます。一人一人がより良く生きるための意欲と力を生涯にわたって鍛え、豊かなものにしていかなければなりません。

個人の発達段階やそのとき置かれている状況等を踏まえつつ、誰もが若年期から高齢期まで生涯を通じ

て質の高い教育や学習に取り組み、その成果を生かすことができる社会の実現を目指す必要があります。

また、目標とする教育環境の実現には、「PDCAサイクル」を継続して重視し、より実態に即し、かつ効果的な教育の実現を目指す必要があります。

前計画から教育施策において、目標を明確に設定し、成果を客観的に検証し、そこで明らかになった課題等をフィードバックし、新たな取組に反映させるPDCA（Plan-Do-Check-Action）サイクルの実践を行い、事業ごとの実施度、達成度を確認しながら事業を検証し充実してきました。今後も、継続して実施し、施策・事業によって達成する成果（アウトカム）を指標とした評価方法を更に強化していきます。

そこで、今回の計画においても、各施策・事業を通じてPDCAサイクルを重視し、特に成果指標の内容をよりの確なものとし、より効率的な教育の実現を目指すこととしました。

2. 重点政策について

(1) 生きる力をはぐくむ学校教育の実現

幼児教育から義務教育の期間は、個人が生涯を生きる基盤をつくる重要な時期です。教育基本法では、学校教育について、体系的な教育が組織的に行われなければならないこと、その際、規律を重んじるとともに、学習意欲を高めることを重視することが規定されています。

また、学習指導要領では、その理念を、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」といった知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」の育成に置いています。

本市は、これらの理念や目標を受け、学校教育の充実とともに、学校・家庭・地域の3者が協働して望ましい教育を実現したいと考えています。

この基本的な考え方にに基づき、以下のような施策の実現を目指します。

- ① 能力や個性を伸ばす教育の推進
- ② 豊かな心の育成とふるさとを学ぶ教育の推進
- ③ 健康で安全な学校生活の実現
- ④ 教職員の資質の向上
- ⑤ 幼児教育の推進

(2) いつでもどこでも学べる生涯学習の推進

誰もが、生涯にわたり豊かに学び、学びをとおして、自分を磨き高めるとともに、学びの成果を社会のなかで生かすことができることは、人間がより良く生きる上で欠かせないことです。

本市は、地理的に集落が分散しているため、旧町の生涯学習活動を生かしながら地域の公民館を拠点にして推進してきましたが、市域の拡大や関係職員の減少により、市民の学習意欲を十分に満たすまでの取組がなされておらず、必要な学習ができないとの声も聞こえてきます。

そこで、生涯にわたって生きがいを持って学び続けることができるよう、いつでも、どこでも、誰もが、必要に応じて自分に適した手段・方法を選んで自由に取り組む生涯学習環境づくりを進め、学習をとおして、現代的課題や地域課題などへの理解を促進させながら地域に活力を生み出すよう、生涯学習及び社会教育の機会や場の充実に取り組みます。

この基本的な考え方にに基づき、以下のような主要施策の実現を目指します。

- ① 学習環境の充実
- ② 公民館活動の活性化
- ③ 人権・同和教育の推進

(3) 市民総ぐるみで取り組む教育力の向上

社会教育として、青少年の健全育成を推進する上では、家庭や地域と連携して、家庭や地域の持つ教育力の向上を図り、それらを青少年の健全育成に生かすことが求められています。

本市においても少子高齢化や核家族化によるライフスタイルの変化や価値観の多様化などにより、家族や住民同士の絆が弱まり、家庭や地域の教育力が低下している傾向にありながらも、「地域の子どもは、地域で育てる」という良き教育風土は、まだまだ息づいており、老人会や婦人会をはじめ、地域の方々が子どもの見守りについて、ボランティアで取り組まれています。

本市の将来を担う青少年の健全育成と地域の活性化を図るためには、伝統的な良き教育風土の再生及び継続が必要です。

そこで、以下の主要施策を通じて、良き教育風土の再生及び継続を目指します。

- ① 家庭の教育力の向上（親学び）
- ② 青少年の健全育成

(4) 安心して学べる教育環境の構築

未来に向かって成長する子どもたちに、学校は安全で快適な学習や生活の場を提供することは、教育行政の責務です。

本市の学校施設は、これまでの計画により安全を確保する施設の耐震化工事を優先して実施したことにより、学校施設の耐震化率は100%を確保しています。その一方で施設自体の老朽化が進んでいることによる施設の改修や近年の学習環境に合わせた質的改善や機能化など、早急かつ計画的に教育環境の整備に取り組む必要があります。

また、子どものことを心配せずに親が働くためには、放課後や週末の子どもたちの居場所づくりも期待されています。併せて、保護者の教育に係る経済的負担を軽減する各種の修学支援策の整備も重要な課題です。そのために、以下の施策の実現を目指します。

- ① 安心で望ましい教育環境の実現
- ② 安全で快適な教育施設の整備

（５）地域を支える文化・芸術、スポーツの振興

誰もが、健康で、心豊かに生きたいと願っています。そのためには、ライフステージに応じてスポーツを楽しんだり、文化芸術に触れたりすることが大切です。特に、「活躍のまち」を将来像に描く本市においては、心身ともに健康な市民の育成が求められています。

本市では、旧町単位で様々な文化活動やスポーツ行事が展開されていますが、誰でも、いつでも参加できる講座や催しが十分とはいえない状況にあります。今後も施設の改修も視野に入れ、市民のニーズに応えられる環境づくりに努めます。

また、本市においては、文化財や質の高い芸術等への関心が低い傾向にあり、市民のみならず広く西海市の歴史・文化をアピールすることも大切な施策であります。新たな本市の歴史と自然を未来に継承する拠点となる拠点施設の創設に取り組むことも含め、以下の施策を掲げ、市民の体と心の健康づくりを目指します。

- ① 文化・芸術活動の推進
- ② 文化財の保存・保護・活用
- ③ 活力あるスポーツの振興
- ③ スポーツ環境の充実

2. 計画の推進と管理について

本計画の推進にあたっては、学校・家庭・地域・教育委員会が一体となって取り組みます。さらに、教育分野だけでなく、行政の関係部署、関係諸団体、民間事業者、ボランティア組織等との連携協力を図りながら計画推進に努めます。

計画の期間は、平成 29 年度から平成 38 年度までの 10 年間とし、計画の検証については、連動する「教育委員会の所管事務に係る自己点検・評価報告書」により年度ごとに検証を行い、目標とする教育環境の実現に向けて「PDCA サイクル」を継続して重視し、より実態に即した、より良い効果的な教育施策を目指していきます。また、計画期間は 10 年間としていますが、年度ごとの検証結果を重ねながら 5 年後に計画の見直し・改訂を行い、その時代の教育方針に即した計画としていきます。



校区公民館「通学合宿」

【重点政策 1】

生きる力をはぐくむ学校教育の実現

主要施策１ 能力や個性を伸ばす教育の推進	
１－１－１	学力の向上
１－１－２	特別支援教育の充実
１－１－３	特色ある学校づくりの推進

主要施策２ 豊かな心の育成とふるさとを学ぶ教育の推進	
１－２－１	道徳教育の充実
１－２－２	ふるさとを学ぶ教育の推進
１－２－３	読書活動の推進
１－２－４	不登校等の子どもへの支援

主要施策３ 健康で安全な学校生活の実現	
１－３－１	健康・安全教育の推進
１－３－２	学校体育の充実と体力の向上
１－３－３	学校給食・食育の充実

主要施策４ 教職員の資質の向上	
１－４－１	教職員研修の充実
１－４－２	校内研修の推進

主要施策５ 幼児教育の推進	
１－５－１	幼・保・小連携の推進
１－５－２	幼児教育への支援

1－1－1 学力の向上

(現状と課題)

学力の定着を把握する上での指標となる小学6年生、中学3年生を対象とした全国学力・学習状況調査は今年度で10年目を迎えます。平成27年度の結果に関して、小学校においては、国語A、国語B、算数A、算数B、理科の全ての教科において全国平均正答率を下回る結果となりました。また、中学校においては、国語Bが全国平均正答率を上回り、国語A、数学Bは全国平均正答率と同等、数学A、理科は全国平均正答率を下回る結果となっています。

本市では、西海市学力向上プロジェクトを平成26年度に立ち上げ、各地区ごとの小・中連携を密にするとともに、教職員に「授業実践の視点」を示したり、児童生徒にとって効果的な学習課題の作成を行ったりしています。児童生徒に確かな学力を身につけさせるためには、基礎的・基本的な知識、技能を確実に身に付け、根拠を明確にしながら自分の考えを書いたり、話したりする力を育成する授業への転換が求められています。言語活動の充実やグループ学習、ICTの積極的な活用をはじめとする指導方法、協働型、双方型の指導体制の構築が課題です。

本市の児童生徒は、生活習慣や自尊感情、将来の夢や目標等に関しては全国平均を上回るものが多く、携帯電話やスマートフォンの使用時間が全国平均に比べて短いという結果が出ています。明確な将来の夢や目標を持ち、実現に向けての努力を惜しまず、自らの可能性を高めようとする児童生徒を育てるためのキャリア教育の充実や学校と家庭連携による家庭教育の充実も必要です。

(施策の方向性)

●全国・県・西海市学力調査の課題分析による授業改善 西海市学力向上プロジェクトの活動を推進するとともに、学力調査結果に基づいた具体的な学力向上プランを立て授業改善を図っていきます。	学校教育課
●キャリア教育の推進 計画的・体系的な進路指導や職業体験等に取り組み、児童生徒の内発的動機付けをしながら、「夢・あこがれ・志」を持った児童生徒の育成を図ります。	学校教育課
●家庭での学習時間と内容の充実 各学校は家庭と連携し、児童生徒の家庭学習の充実を図ります。	学校教育課

(成果指標)

成果指標	現況値 (H27)	中間目標値 (H33)	最終目標値 (H38)	指標の説明
「授業実践の視点」をふまえた教諭等による研究授業の実施率	—	100%	継続	教師の授業力向上を目指し、年間に1度は指導案に書いた授業を実施して、校長、教頭の指導をはじめ、研究協議の場を設定します。平成27年2月に作成した「授業実践の視点」を基本とした授業を全ての教職員が理解し、授業改善を図っていきます。
「夢・あこがれ・志」を育むための具体的な教育活動の実施率	小：100% 中：100%	小：100% 中：100%	継続	モデルカリキュラムを参考にした授業実践をはじめ、講演会、職場体験学習やキャリア教育の充実に西海市内の全校が取り組みます。地域の事業所や自校の卒業生と連携した特色ある取組を図ります。
塾等を含む平日の家庭学習時間達成率 (小低60分、小高90分、中120分)	小低：— 小高：— 中：—	小低：100% 小高：100% 中：100%	継続	家庭への啓発を図り、小学校低学年(1～3年)60分以上、小学校高学年(4～6年)90分以上、中学生120分以上の家庭学習時間の定着を図ります。

1-1-2 特別支援教育の充実

(現状と課題)

本市では、児童生徒数が減少する一方で、特別支援学級に在籍する児童生徒の割合は、増加傾向にあります。また、平成22年度の文部科学省調査では、通常学級に在籍する「発達障害等の可能性のある特別な教育的支援が必要と思われる児童生徒」の割合は、全国で6.5%であったのに対し、平成27年度調査では、県7.6%、本市10.2%という結果でした。これは、学校の実態把握に基づいて判断されるものであるため、一概に発達障害のある児童生徒が増えたと断定するものではなく、教員が個々のつまずきに気づきやすくなったという背景があると考えられます。したがって、各学校に、教育的ニーズに応じた適切な働きかけを必要とする児童生徒が在籍しているのが現状です。

ところが、特別支援学級担任や通級指導教室担当者の全てが専門教育を受けたものばかりではないため、特別支援教育を充実させる要となる関係者の指導力の向上が課題です。さらに、児童生徒が適切な支援を受けながら安心して学ぶことができる校内の支援体制を整えることが必要不可欠です。併せて、特性理解や支援内容等について具体的な助言を求めて相談できる専門機関等に限られるため、保護者や学校・園等に必要の助言を行うことのできるきめ細かな相談体制の充実も課題です。

(施策の方向性)

●専門機関等との連携による特別支援教育研修の充実 特別支援学級担任及び特別支援教育コーディネーター、学習支援員に対する関係者研修に加え、全ての教職員を対象とした研修を、専門機関等と連携して実施することで、研修内容を充実させ指導力向上を図ります。	学校教育課
●校内支援体制の充実 市で学習支援員等を雇用し、各学校に配置することにより、担任や特別支援教育コーディネーターと連携しながら、校内の支援体制を整え、意図的・計画的な支援ができるようにします。配置については、各校に特別な支援を要する児童生徒の状況及び支援員の配置要望調査を実施し、必要と判断される学校に適切に配置します。	学校教育課
●相談体制の充実 就学前幼児に対する就学相談及び幼児教育相談を各園や保護者に周知し継続して展開するとともに、児童生徒の特性理解、適切な支援や就学の在り方等について、保護者や学校に対し必要な助言や情報提供を行うことができるよう、専門機関等との連携を図っていきます。	学校教育課

(成果指標)

成果指標	現況値 (H27)	中間目標値 (H33)	最終目標値 (H38)	指標の説明
研修の充実度	－	100%	継続	各研修会参加者に対するアンケートにより、研修会の充実度を4段階で評価して満足の割合
学習支援員配置充足度	85%	100%	継続	各小・中学校からの要望に基づく配置必要数に対する配置数
専門機関等との連携回数	11回	12回	継続	特別支援学校や県教育センターを含めた専門機関等の活用により、専門的な指導・助言を受けて実施する就学相談会や教育相談等の回数

1-1-3 特色ある学校づくりの推進

(現状と課題)

本市は、豊かな自然に恵まれ、各学校では、校長の学校経営方針のもと、学力の向上、地域の伝統や文化を生かした学習や体験活動を行うなど、創意工夫を生かした特色ある教育活動を推進しています。

現代の社会は、国際化、情報化、少子高齢化など大きく変化しています。そのような状況の中でたくましく生きていく人材を育て、豊かな人間性を育み、一人一人の個性を生かし、その能力を伸ばしていくことが大切です。

そのため、国際化・情報化等に対応した教育が求められ、それに応えていくために今の特色ある学校づくりの中に取り入れていく必要性があります。

加えて、地域とともに、地域に根ざした特色ある学校づくりを一層推進するために、地域、保護者、学校が一体となった組織づくりが大切です。児童生徒の実態・教職員の実態・保護者を中心とする地域の実態等を十分に踏まえた話し合いや活動を行い運営していく「コミュニティ・スクール」を形成し、創意工夫を生かした「地域とともにある、特色ある学校づくり」をいかに推進していくかが課題です。

(施策の方向性)

●グローバル化に対応した英語教育の推進 充実した英語教育の取組を通して、児童・生徒の英語の関心・興味を高め、グローバル化に対応できる資質や能力を養います。	学校教育課
●コミュニティ・スクールの主旨を生かした学校運営の推進 地域・保護者・学校・教育委員会が一体となり学校運営を進めるコミュニティ・スクールを「地域とともにある、特色ある学校づくり」として推進していきます。	学校教育課

(成果指標)

成果指標	現況値 (H27)	中間目標値 (H33)	最終目標値 (H38)	指標の説明
長崎県学力調査(中学校英語)で60%以上理解している生徒の割合	—	60%	70%	長崎県学力調査(中学校英語)において、正答率60%以上の生徒の割合
コミュニティ・スクール設置校数	0校	2校	5校	西海市でのコミュニティ・スクール設置校数



ALTとの英語の授業

1－2－1 道徳教育の充実

(現状と課題)

学校における道徳教育は、自己の生き方を考え、主体的な判断のもとに行動し、自立した人間として他者とともによりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことを目標とする教育活動です。

これからの社会では、グローバル化が進展する中、様々な文化や価値観を背景とする人々と相互に尊重し合いながら生きることや、科学技術の発展や社会・経済の変化の中で、人間の幸福と社会の発展の調和的な実現を図ることが一層重要な課題となります。こうした課題に対応していくためには、社会を構成する主体である一人一人が、高い倫理観をもち、人としての生き方や社会の在り方について、自ら感じ、考え、他者と対話し、協働しながら、よりよい方向を目指す資質・能力を備えていくことが求められています。

今後、小学校は平成30年度から、中学校は平成31年度から実施される「特別の教科 道徳」(道徳科)の理解と確実な実践に向けて、検定教科書教材の研究をはじめ、授業の内容、評価の在り方等の研修を充実させることが必要です。そのためにも、年間1回の研究授業、授業研究を全ての学校において確実に実施し、道徳授業の質の向上を図っていきます。また、道徳的实践力を身に付けさせるための諸活動をさらに充実させることも求められています。小学校では宿泊体験学習、中学校では職場体験学習、ボランティア活動等の体験学習を計画的に教育課程に位置づけ、取り組んでいきます。

(施策の方向性)

●道徳教育に関する研修の推進 「特別の教科 道徳」の実施に向けて、教職員を対象にした研修会を開催し、指導内容の理解と確実な実施を図ります。	学校教育課
●研究授業を中心とした授業の質の向上 道徳の時間(道徳科)の内容が充実したものになるよう校内研究会等を通して指導します。	学校教育課
●道徳教育の場の充実 職場体験やボランティア活動等の体験的な活動を教育課程に計画的に位置付けて実施し、道徳教育を推進します。	学校教育課

(成果指標)

成果指標	現況値 (H27)	中間目標値 (H33)	最終目標値 (H38)	指標の説明
教職員を対象とした研修会の実施	1回	継続	継続	市内の教職員を対象とした道徳教育及び道徳科の研修会を実施します。研究指定校の発表会をはじめ、研修会の内容を充実させ、教科化に向けた道徳教育の理解と実践を早期に実現していきます。
道徳科の授業研究会を実施している学校の割合	—	100%	継続	年に1回以上の道徳科研究授業、授業研究会の実施を働きかけます。授業研究会での指導を通して、指導内容、方法の質的向上を図り、児童生徒の道徳的实践力を高めます。
体験的な活動を道徳教育の内容項目と関連させ実施した学校の割合	—	100%	継続	職場体験等、地域や関係機関と連携した活動を道徳科の内容項目と関連させ、児童生徒の道徳的实践力を高めます。

1-2-2 ふるさとを学ぶ教育の推進

(現状と課題)

本市では、西海市を愛する子どもたちを育むことを目的として、ふるさと西海の豊かな自然、誇れる歴史、生き生きと暮らす人々の姿を通してふるさとを学ぶ教育を重視しています。

その推進のために、小・中学校の教員の中から委員を委嘱し、社会科学習の副教材を作成しています。小学校においては「わたしたちの西海市」を、中学校においては「I♥西海」を作成し、社会科を中心に郷土を学ぶ学習を進めています。併せて、小学校においては、西海市の歴史や自然、文化、産業などについて学ぶ「西海学」の学習を展開しています。

副教材の作成においては、定期的に学習指導要領や教科書改訂などの社会の流れに応じて内容や配列を見直す必要があるとともに、児童生徒にとって郷土を身近に感じ、魅力に気付くことのできる充実した内容にすることが課題です。

さらに、「西海学」については、平成26年度までは、教育委員会が計画し、各校の6年生を対象に市内の史跡や資料館等をバスで回る見学学習の形態をとっていました。しかし、より高い学習効果を上げ、学力向上につながる取組としていくためには、各校の児童の興味関心に応じた内容の吟味、各教科等との関連・学習のねらい・計画などを明確にして展開していくことが課題です。そのため、地域や学校の実情、児童の発達段階に応じて、各小学校で創意工夫し、魅力ある「西海学」を展開していくことが求められます。

(施策の方向性)

●ふるさとについて学ぶための副教材の充実 小・中学校の社会科学習の副教材について、学習指導要領や教科書の改訂に併せて定期的に見直し、児童生徒が、ふるさと西海についての理解を深め愛着を抱くことにつながるよう内容を工夫し、最新情報の収集により、充実を図ります。	学校教育課
●各校の特色に応じた「西海学」の展開 各校の創意工夫による「西海学」の展開により、児童生徒が「ふるさと」に対する理解や愛着を深められるようにします。	学校教育課

(成果指標)

成果指標	現況値 (H27)	中間目標値 (H33)	最終目標値 (H38)	指標の説明
地域を学ぶ副教材の作成	小学校3年生 中学校1年生 に配付	継続	継続	定期的に見直しを図り、内容を工夫して作成し、全ての小学校3年生と中学校1年生に配付します。
創意工夫ある「西海学」を実施した学校の割合	100%	継続	継続	各小学校で「西海学」を実施します。 ※実施小学校/小学校数×100

1－2－3 読書活動の推進

(現状と課題)

本市では、平成20年3月に策定した「西海市子ども読書活動推進計画」に沿い、読書活動の充実を図ってきました。「学校図書館図書標準」等による標準冊数達成率は、小学校119.4%、中学校99.1%と大きく伸びを見せています。また、学校図書館司書に加え、学校図書館運営補助員が配置されたことや図書システムが導入されたことにより、小中学校間の連携をはじめ地区内での連携が深まり、読書活動の推進がなされています。しかしながら、平成27年度の全国学力・学習状況調査における、本市の小学6年生、中学3年生の読書をする時間は、全国平均を上回っているものの、あまり伸びが見られず、1日30分以上読書をする児童生徒の割合は、それぞれ30.2%、34.2%にとどまっています。本調査において、児童生徒の読書時間と平均正答率の関係については、1日30分以上読書をしている児童生徒の方が全く読書をしない児童生徒より平均正答率が高い傾向にあるという結果も示されました。

このことから、学校においては、教育課程の中に読書活動を取り入れたり、家庭学習の中に読書を取り入れたりするなど、平日における児童生徒一人一人の読書時間を増やすことが求められています。学校図書館においては、蔵書率を充足させるとともに、計画的な廃棄、購入を行い、児童生徒の興味・関心を高め、読書や学習に役立つ図書を増やすことで図書室利用者数や貸出冊数の増加を図ることが必要です。さらには、学校図書館司書、学校図書館運営補助員の研修の場や情報交換の機会を充実させ、小中間、地区内、地区間の連携をさらに高め、一体となって読書活動を推進することが求められています。

(施策の方向性)

●平日の読書習慣の確立 学校においては、教育課程の中に読書活動を取り入れたり、家庭学習の中に読書を取り入れたりするなど、平日から読書に親しむ児童生徒の育成を図ります。	学校教育課
●蔵書率の充足 計画的な廃棄、購入を行い、児童生徒の興味関心を高める図書を増やしていきます。	学校教育課
●学校図書館司書等の適正配置と研修の充実 中学校に4名の学校図書館司書、小学校に6名の学校図書館運営補助員の配置を目指します。運営補助員は、小学校2校を兼務し、読書活動の推進を図ります。また、定期的な研修会を通して図書館教育への理解を深め、読書活動のより一層の充実を図っていきます。	学校教育課

(成果指標)

成果指標	現況値 (H27)	中間目標値 (H33)	最終目標値 (H38)	指標の説明
平日の読書時間の割合（1日30分以上）	小6：30.2% 中3：34.2%	小6：70% 中3：50%	小6：100% 中3：100%	各学校の図書主任、学校図書館司書等への指導を通して、平日における読書タイムの確実な実施と家庭読書の啓発を図っていきます。
「学校図書館図書標準」等による標準冊数達成率	小：119.4% 中：99.1%	小：100% 中：100%	継続	小中学校とも蔵書率を充足させるために、計画的な廃棄、購入を行います。各校の図書主任、学校図書館司書等との連携を一層深め、児童生徒の興味関心を高める蔵書内容の充実を図っていきます。
学校図書館司書等の配置人数	10人	継続	継続	江島、平島を除く小中学校に現況値を維持し配置します。中学校に4名の学校図書館司書、小学校に6名の学校図書館運営補助員を配置します。運営補助員は、小学校2校を兼務し、読書活動の推進を図ります。

1-2-4 不登校等の子どもへの支援

(現状と課題)

市内の小中学校における不登校児童生徒(病気以外で30日以上欠席がある者)は、平成27年度において、小学生は1人(0.08%)、中学生が11人(1.5%)で、減少傾向にあったものが、やや増加に転じています。不登校の原因は、本人に関わる問題や家庭における問題、友人関係をめぐる問題、学業不振等、様々です。各学校においては、魅力ある学校づくりに取り組むとともに、児童生徒の心の健康状態の把握に努め、学校をあげて組織的に不登校対策に取り組んでいます。また、不登校以外にも、様々な問題を抱えた児童生徒に対して、本市は県や関係機関等と連携した教育相談体制の整備に努めています。

しかし、依然として不登校等の問題を抱えた児童生徒は存在しており、その問題は複雑化・困難化し、教員だけで対応するのは質的にも量的にも難しくなっています。そのため、専門家を含めた教育相談体制を一層整備するとともに、適応指導教室における指導・支援の質を向上させることが、今後の課題です。

(施策の方向性)

●教育相談体制の整備 心の教室相談員を各中学校に配置するとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家による教育相談体制を整備し、不登校に対する初期対応及び自立支援を充実します。	学校教育課
●「適応指導教室」の充実 西彼地区、大崎地区に開設している「適応指導教室」における指導・支援の向上を図るため、指導員の研修を充実します。	学校教育課

(成果指標)

成果指標	現況値 (H27)	中間目標値 (H33)	最終目標値 (H38)	指標の説明
不登校児童生徒の改善率	50%	95%	100%	「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査(文部科学省)」及び「月例不登校(傾向)児童生徒報告」を基にした改善傾向にある児童生徒数
適応指導教室指導員の研修の受講回数	2回	3回	継続	県教育センター等における研修の受講回数

1－3－1 健康・安全教育の推進

(現状と課題)

各学校では、日常の健康観察等を通して児童生徒の健康の把握に努めるとともに、基本的生活習慣の定着に向けた保健指導を推進しています。また、学校における安全教育の取組としては、避難訓練や交通指導、学校施設の安全点検などがあり、児童生徒の健康で安全な活動を支援する取組が行われています。

しかし、児童生徒の現代的健康問題は、各種感染症、喘息、アレルギー疾患等、多様化・深刻化の傾向であるとともに、様々な事故や事件、自然災害など、児童生徒を取り巻く環境から、児童生徒の安全を守る必要があります。

(施策の方向性)

●健康教育の推進 「早寝・早起き・朝ご飯」運動を推進し、学校・家庭・地域が連携した取組により、基本的生活習慣の定着に努めます。はみがきの習慣化に取り組むとともに、市の保健部局等と連携し、フッ化物洗口の取組を支援します。	学校教育課
●安全教育の推進 学校の実態に応じた自然災害対策や火災対策、不審者対策等の避難訓練を推進し、警察署や消防署等の関係機関と連携した安全教育に努めます。PTAや地域の協力を得ながら、登下校時の安全確保や不審者対策に努めます。	学校教育課

(成果指標)

成果指標	現況値 (H27)	中間目標値 (H33)	最終目標値 (H38)	指標の説明
朝ご飯を毎日食べて登校する児童・生徒の割合	小 98.7% 中 96.8%	小 100% 中 100%	継続	「早寝・早起き・朝ご飯」運動を推進し、学校・家庭・地域が連携した取組により、基本的生活習慣の定着に努めます。
う歯罹患者の割合	小 17.2% 中 39.1%	小 16% 中 35%	小 15% 中 30%	歯磨きの習慣化に取り組むとともに、う歯予防のための啓発を行います。
避難訓練の実施率	100%	継続	継続	学校の実態に応じた自然災害対策や火災対策、不審者対策等の避難訓練を推進し、警察署や消防署等の関係機関と連携した安全教育に努めます。

1－3－2 学校体育の充実と体力の向上

(現状と課題)

長崎県体力・運動能力テストの結果から、本市の児童生徒は、小・中学校ともに、20m シャトルラン・持久走の成績が高く、反復横とびも高い傾向にあります。一方、長座体前屈に関しては、小学校低学年は高い傾向ですが、学年が進むにつれて低くなる傾向にあります。

児童生徒の体力の向上については、「体力向上アクションプラン」の計画に沿って、各校の体育授業の充実を図るとともに、発達段階に応じた運動部活動の充実が重要であります。また、児童生徒が運動を好きになり意欲的に運動に取り組むような体育指導の在り方や、部活動の指導力の向上を図ることが必要です。

(施策の方向性)

●児童生徒の体力の向上 体力・運動能力テストの結果から、課題である運動については、関連する補強運動等を体育授業の準備運動等に継続的に行うなど、意図的、計画的に取り組むなど、体力の向上を図る工夫を行うよう指導を行っていきます。	学校教育課
●部活動指導者の指導力の向上 運動部活動の在り方や効果的な指導法について、講義等を行い、指導力の向上と運動部活動の活性化を図ります。	学校教育課

(成果指標)

成果指標	現況値 (H27)	中間目標値 (H33)	最終目標値 (H38)	指標の説明
体力テストの結果において、全国平均を上回った種目の割合	46.7%	50%	60%	教科体育の目標である「生涯にわたって豊かなスポーツライフの実現」に近づくために、その基礎となる体力の向上が重要であるとともに、児童生徒の体力の分析や実態に応じた指導計画及び実践を行います。
部活動指導者講習会の実施	0回	2回	継続	指導者を対象とした運動部活動の講習会を開催し、運動部活動の意義や活動中の事故防止等に対する理解を深めるなど、指導者の資質の向上を図ります。

1－3－3 学校給食・食育の充実

(現状と課題)

近年、食の安全について深刻な問題が発生する中、本市では豊富な農水産物に恵まれ、学校給食において西海市産の安全な食材が確保されております。これからも生産者の顔が見える食材の仕入れや農薬の使用状況が把握できる地域性を生かし、安全な地場産物の使用を継続する必要があります。学習指導要領では、小学校の生活科や家庭科等、中学校の家庭科や保健体育科等の授業を通じた食育の指導が求められ、学校教育活動全体として取り組むことが必要であるとしています。

そのために、これまでに組織されていた栄養教諭や栄養職員を中心とした食育推進体制の強化が課題となります。

また、食の安全を確保するため、学校給食衛生管理基準を踏まえ、随時施設の点検に努め、設備の整備、改善、更新等の措置を講じるとともに、今後は学校規模に応じた給食施設の適正化について検討を行っていく必要があります。

(施策の方向性)

●安全な食材の確保 安全な食材の確保のため、西海市産の農水産物の使用を推進します。	学校教育課
●食育の推進 学校において、全職員で食育を推進するとともに、児童生徒が食に関する理解を深め、日常生活で実践していくことができるようにします。	学校教育課
●施設、設備の充実 施設の点検、実態把握を行い、設備の充実に努めます。	学校教育課
●学校給食施設の適正化 各小中学校の児童、生徒数や学校数を踏まえ、学校給食施設の適正化を行います。	学校教育課

(成果指標)

成果指標	現況値 (H27)	中間目標値 (H33)	最終目標値 (H38)	指標の説明
西海市産の農産物の使用率	59.5%	70%	継続	学校給食における地場産物の活用の推進や米飯給食の一層の普及・定着を図りつつ、地域の生産者や生産に関する情報を子供に伝達する取組を促進する。
学校における食育に関する行事の実施率	85.7%	100%	継続	家庭や地域と連携しながら、食に関する指導を行うことで、食生活を向上したり、食に関する関心を高めたりする。
学校給食施設の大規模改修施工箇所（累計）	1箇所	2箇所	2箇所	施設の点検、実態把握により設備の充実に努めます。
学校給食共同調理場の適正化	未策定	計画策定	適正化	各小中学校の現場に応じた適正化を行います。

1－4－1 教職員研修の充実

(現状と課題)

本市は、本市教育方針の具現化に向け、教職員の資質向上、指導力向上を目指した研修会を積極的に実施してきました。近年の教育課題を解決し、児童生徒に確かな学力を養うためにも教職員研修の充実は、今後も不可欠です。

本市では、担当者が定期的に集まる研修会と自主的に自己の研鑽に努める選択制の研修会を実施しています。各省令主任、養護教諭、栄養教諭及び特別支援教育コーディネーター等を対象とした定期研修では、主に校務分掌に関する研修を行います。研修を行い、教職員の資質・指導力向上を図ることで、担当する校務分掌や学校の活性化につながります。

選択制研修は、教職員個人の興味・関心・意欲に応じた研修を選択して行う研修で、夏季研修として実施しています。選択制研修も教職員の資質・指導力の向上につながり、研修したことを児童・生徒の指導に生かすことができます。

両研修会とも近年の教育課題に対応し、児童・生徒の指導に効果を上げていくために、研修内容の充実、専門的講師の招聘、研修の適切な回数等の検討を行っていくことが課題です。

(施策の方向性)

●定期研修会の充実 児童・生徒の実態、学校の実態に合った研修会を充実させます。	学校教育課
●選択制研修の充実 専門性の高い講師の指導を受け、教職員の指導力を向上させます。	学校教育課

(成果指標)

成果指標	現況値 (H27)	中間目標値 (H33)	最終目標値 (H38)	指標の説明
定期研修会での充実度割合	—	90%	継続	各研修会でのアンケートで、研修会の充実度を4段階で評価する。満足の割合を目標値とする。
選択制研修会の実施回数	4回	5回	継続	教育課題にあった研修会を、主に夏季休業中に5回以上実施する。

1－4－2 校内研修の推進

(現状と課題)

学校における校内研修の充実、学校の実態に即した研修を行うことで児童・生徒の変容、教職員の資質・指導力の向上に大きな役割を果たしています。また、近年、対応していかなければならない教育課題などが生じ、これらを解決していくためにも校内研修の充実を図っています。

校内研修を充実させていくために、各校、全教員が研究授業を行うように取り組んでいます。道徳の研究授業においても、各校で実施し、授業研究会を行うように取り組んできました。研究授業を行い、教職員全体で研鑽を積むことは、教材研究を深め、指導力の向上につながっています。

各校の校内研修をより一層推進、充実していくために、新しい教育情報、効果的な指導法を常に学んでいかなければなりません。そのために、指導主事が各校の校内研修を通して、新しい教育情報、指導法を示し、各校が具体的な実践を行い、指導力や教員の資質の向上につながっています。

また、教育課題に対応した市研究指定校や市の特色を生かした内容の市研究指定校を決めています。研究指定校の研究の成果・課題を市全体で共有し、各校の取組にいかに取り入れていくかが今後の課題です。

(施策の方向性)

●校内研修の充実 各校に指導主事を派遣し、校内研修の指導や支援を十分に行い、教職員の資質・指導力を向上させていきます。	学校教育課
●研究指定校の支援 研究指定校の研究を支援し、研究の成果・課題を共有できるようにします。	学校教育課

(成果指標)

成果指標	現況値 (H27)	中間目標値 (H33)	最終目標値 (H38)	指標の説明
校内研修への指導主事及び教科等指導員の派遣実施回数	52 回	50 回	継続	「校内研修への指導者招聘」「研究発表会」「学校訪問」等での指導や支援の回数
研究指定校数	5 校	6 校	継続	「文部科学省指定」「長崎県教育委員会指定」「西海市教育委員会指定」の研究指定校数



教師の校内研修

1－5－1 幼・保・小連携の推進

（現状と課題）

幼稚園・保育所（園）における幼児期の教育と、小学校における児童期の教育は、子どもの発達や学びの連続性を保障するために、両者が円滑に接続し、連続性と一貫性が確保される必要があります。

本市では、各園等と小学校間で必要な情報を引継ぐための連携の機会を設けており、児童理解と必要な支援に関する情報共有や提供につながっています。また、学校行事に園児を招いたり、一緒に参加する取組を展開することで、両者それぞれに有意義な交流にしていけるために、各学校で工夫しています。

今後、連携に留まらず効果的な接続を目指していくためには、保育及び教育課程の編成や指導方法の工夫により、幼児教育と小学校教育のギャップをより小さくするための効果的な取組を共有したり、研修体制を整え充実させていくことが課題です。

（施策の方向性）

●幼稚園・保育所（園）等と小学校とのより一層の連携推進 幼稚園・保育所（園）等から小学校への就学移行期における子どもの特性理解と集団生活への円滑な適応に向け、小学校と各園等の教職員間の連携を推進します。	学校教育課
●幼・保・小の教職員の合同研修の機会の充実 西海市の子どもたちに関わる幼稚園、保育所（園）等と小学校教職員が、子どもの発達や学びの連続性を踏まえて、ねらいや課題を共有して合同で研修する機会を充実していきます。	学校教育課

（成果指標）

成果指標	現況値 (H27)	中間目標値 (H33)	最終目標値 (H38)	指標の説明
幼・保・小の教職員間の連携の実施割合	—	100%	継続	各小学校単位で連携が必要な園に対して、「連携のための交流」ができた園の割合を算出します。各校の数値から市全体の平均を求めます。 ※連携のための交流ができた園の数／小学校が連携する園の数（就学予定児が通う全ての園）×100
幼・保・小の教職員合同研修会の回数	1回	継続	継続	幼・保・小の教職員の合同研修会の実施回数

1－5－2 幼児教育への支援

(現状と課題)

本市には、現在 22 の幼稚園、保育所（園）が設置されており、各園が、主体性に基づく教育・保育方針のもとに、指導法の研究や地域の自然、歴史や文化などの資源を生かした特色ある教育や保育活動を展開しています。

ところが、保育を取り巻く現状として、本市でも、保護者の就労の有無により入園する施設が限定されてしまったり、年少人口の減少に伴う少子化の影響により、望ましい規模の集団を確保することが難しくなっているのが現状です。

現在、本市では、平成 27 年 3 月「西海市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子ども子育て新制度による取組を始めています。それにより、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現を目指しています。

そのためには、どの幼稚園（認定こども園）においても、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な幼児期において、子どもたちの可能性を伸ばすための教育や保育を工夫して展開していくことが求められます。どの園においても、質の高い教育や保育を総合的に提供できるようにするためには、一人一人の職員の資質向上が鍵であり、研修機会をいかに充実させることが課題となります。

(施策の方向性)

●教職員の資質向上に向けた研修体制確立

幼稚園（認定こども園）教諭に対する研修会を実施し、本市において展開される幼児教育の質の向上を図ります。

学校教育課

(成果指標)

成果指標	現況値 (H27)	中間目標値 (H33)	最終目標値 (H38)	指標の説明
研修会の年間実施回数（回）	0 回	1 回	継続	幼稚園（認定こども園）の教諭等を対象として実施する研修会の回数



幼稚園の活動

【重点政策 2】

いつでもどこでも学べる生涯学習の推進

主要施策1 学習環境の充実	
2-1-1	社会情勢に対応した生涯学習の推進と学習環境の整備
2-1-2	図書館ネットワークの整備
2-1-3	図書サービスの向上
2-1-4	子どもの読書活動の充実

主要施策2 公民館活動の活性化	
2-2-1	公民館を核とした地域教育力の向上
2-2-2	公民館等を活用した学習拠点づくり及びネットワークの整備

主要施策3 人権・同和教育の推進	
2-3-1	社会における人権教育の推進
2-3-2	学校における人権・同和教育及び平和教育の推進



生涯学習「高齢者金融講座」

2-1-1 社会情勢に対応した生涯学習の推進と学習環境の整備

(現状と課題)

生涯学習は、乳幼児期から高齢期までのライフステージに応じて、心豊かで生きがいのある人生を送るために、一人一人が自由な意思に基づいて自分を磨き上げるために行う学習活動です。

生涯学習を通じて、他者や地域との繋がりを深めることが期待されていますが、近年の風潮として、スマートフォンやインターネット等の普及による著しい情報化社会進展により、人々の価値観やライフスタイルが多様化し、地域のつながりの希薄化が懸念されています。

本市においては、地理的に集落が分散しているため、地域の公民館を学習拠点として仲間づくりを推進してきた歴史がありますが、社会教育講座や各公立公民館が開設する講座は内容や受講者の固定化が見られるとともに、核家族化の進行により、子どもが家庭や地域の中で様々なことを学ぶ機会が減少している傾向が見られます。

このため、若年層を含む幅広い世代の市民が魅力を感じ、受講しやすい学習講座の開設や充実を図り、社会情勢や地域課題を見据えた社会教育を含む生涯学習の機会創出を図る必要があります。さらに、市民が自主的に行っている趣味講座や稽古事等、自分が学んだことを地域や社会に還元するための支援体制整備課題や、生涯学習の拠点施設である公民館をはじめとする社会教育施設が経年劣化による老朽化が進んでいるため、施設の在り方を検討することも必要です。

(施策の方向性)

●学びを支援する体制の充実 各世代のライフステージや現代的課題に対応した、魅力のある多様な学習機会の提供をすすめるとともに、広報誌や西海市ウェブサイト等を活用しながら生涯学習や講座等に関する情報提供の充実を図ります。また、生涯学習事業推進のため、各地区に社会教育課職員を配置するとともに、社会教育主事の計画的育成や生涯学習についての知識や経験などを有する人材の確保と育成に努めます。	社会教育課
●社会教育施設の適正な維持管理及び有効活用 市民がいつでもどこでも学べる生涯学習の場を提供するため、経年劣化に伴う老朽化した公民館を含む社会教育施設について、状況を確認しながら社会教育施設としての存続等について協議を行い、緊急性を勘案しながら大規模改修を含めた計画的な修繕や改修計画や複合施設建設も視野に入れながら、社会教育施設の適正な維持管理に努めます。	社会教育課

(成果指標)

成果指標	現況値 (H27)	中間目標値 (H33)	最終目標値 (H38)	指標の説明
社会教育講座 開設数	15 講座	継続	継続	平成 27 年度各地区社会教育指導員が実施した社会教育講座数、受講者のニーズ及び状況を確認しながら講座内容の変更を鑑み、現状数値を維持する。
既存社会教育施設整 備事業の進捗率	-	年間 2 施設	年間 2 施設	既存社会教育施設の在り方を検討し、検討内容に沿って、計画的な社会教育施設整備事業を実施する。

2-1-2 図書館ネットワークの整備

(現状と課題)

本市は広域で離島を抱える地理的環境にあり、市民が日常的に公立図書館（2館）や公共図書室（3室）を気軽に利用できない環境を補うため、1枚の図書利用者カードで市内の公立図書館等の資料が貸出できる図書システムを構築しています。

また、長崎県立長崎図書館を中心としたクロスねつとを活用したサービスを行うことにより、西海市内の公立図書館（室）に蔵書がない場合でも即座に貸出対応可能なサービスを行っております。

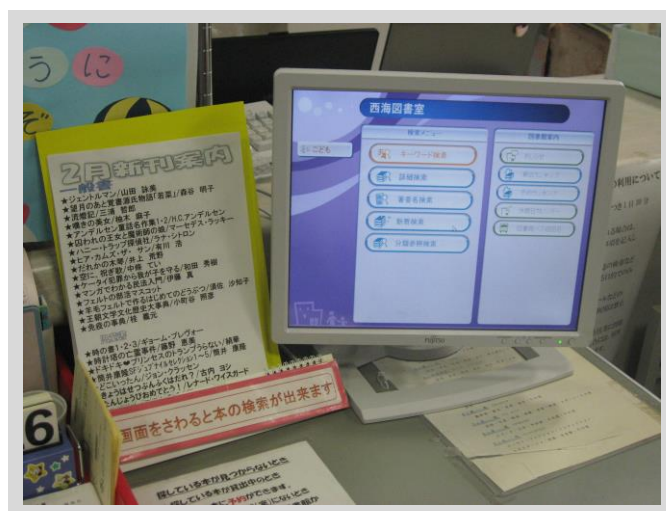
しかしながら、本システムについての周知は十分とは言えず、本システムの周知徹底を図るとともに、気軽に図書館や図書室が利用できる環境を充実させることが求められています。

(施策の方向性)

●図書システム運用の充実 1枚のカードで西海市内外の公立図書館に収蔵されている資料の利用ができるシステムについて、広報誌や西海市ウェブサイトをはじめ、様々な機会を活用しながら、周知を行うとともに、学校図書システムと連携を図りながら充実したシステム運用を行います。	社会教育課
●クロスねつとを活用したサービスの充実 長崎県立長崎図書館を中心としたクロスねつとを活用し、西海市内の図書館（室）に蔵書がない場合にも即座に対応できるようサービスを充実させます。	社会教育課

(成果指標)

成果指標	現況値 (H27)	中間目標値 (H33)	最終目標値 (H38)	指標の説明
図書システムの導入	2館 3室	継続	継続	平成21年度に図書システムが導入され現在に至っていますが、今後もシステムアップしたネットワーク整備のため継続とします。
長崎図書クロスねつとへの検索サービス	2館 3室	継続	継続	図書システム導入と同時に開始された本サービスを今後も活用しながら学習環境の充実を図ります。



図書館ネットワーク

2-1-3 図書サービスの向上

(現状と課題)

本市の公立図書館（室）における図書及び視聴覚資料等の収集が十分とは言えない状況のなか、図書ネットワーク等を活用しながら貸出サービスを行っています。

また、利用者のレファレンスサービス（調べ物相談）については市民の認知度も低く、本サービス機能が十分活用されてはいませんが、レファレンスサービスは図書館（室）における基本的なサービスのひとつであることから、周知を行うとともに、住民の多種多様なニーズに対応できるよう、図書館（室）勤務職員の資質向上のための研修や、さらに、地域の学習拠点としての図書館機能の充実を図るため、アンケートの実施や利用者、市民の声を聞きながら図書館サービスニーズを把握して、地域の特色に応じた質の高い蔵書構成を図ることが求められています。

(施策の方向性)

●蔵書の充実 市内図書館（室）の開架蔵書・閉架蔵書の精査や各利用者層のニーズを把握して、蔵書の充実を図ります。	社会教育課
●レファレンス機能の充実 住民の多種多様化、高度化したニーズに柔軟に対応できるよう、各公立図書館（室）に勤務する職員の各種研修の充実に努め、各図書館（室）、特色のあるレファレンス機能の充実を図ります。	社会教育課
●図書館（室）の適正な維持管理 市民が利用しやすい親しまれる読書空間づくりを目指し、図書館（室）施設の適正な維持管理に努めます。	社会教育課
●図書ボランティアの推進 図書ボランティアの養成講座を実施し、読書活動に精通したボランティア人口の増加を図るとともに、図書ボランティアが活躍できる場を提供します。	社会教育課

(成果指標)

成果指標	現況値 (H27)	中間目標値 (H33)	最終目標値 (H38)	指標の説明
図書館利用者数	32,879 人	33,500 人	34,500 人	平成 27 年度における市内公立図書館（室）の館内利用実績数を基に目標値を上げていきます。 (H33…2%増・H38…5%増)
貸出資料数	117,254 冊	119,000 冊	123,000 冊	平成 27 年度（館内・移動・団体）貸出実績冊数を基に目標値を上げていきます。 (H33…2%増・H38…5%増)
図書ボランティア数	5 人	18 人	20 人	平成 27 年度における登録実績数を基に目標値を上げていきます。

2-1-4 子どもの読書活動の充実

(現状と課題)

子どもの読書活動は、『子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないもの』（『子どもの読書活動の推進に関する法律第2条）であり、市民協働で読書推進の風土を醸成して、子ども読書の推進を図っていく必要があります。

本市では、平成20年に「西海市子ども読書活動推進計画」、平成25年に「西海市第2次子ども読書活動推進計画」を策定し、様々な事業に取り組んでいます。

今後も策定されている子ども読書活動推進計画を踏まえ、子どもたちの発達段階に応じた読書の楽しさや学ぶ喜びが体験できるよう、読書に親しむ機会の提供や環境整備を充実させ、子どもを取り巻く全ての大人が読書活動に理解と関心を高める啓発活動が必要です。

(施策の方向性)

●子どもの発達段階に応じた読書活動の推進	社会教育課
乳児健診時で絵本を通しての親子のコミュニケーションの大切さを伝えるブックスタートの実施や、市内保育所や幼稚園への団体貸出サービス、市内小学校への移動図書サービス及び団体貸出サービス等を実施し、本の魅力に触れる機会を提供します。また、年に1度開催している『図書館まつり』や毎月定期的に各図書館（室）において『おはなし会』を開催し、子どもに限らず参加した全ての方に対して、本の世界に触れる機会や読書に親しむ機会を創出します。	

(成果指標)

成果指標	現況値 (H27)	中間目標値 (H33)	最終目標値 (H38)	指標の説明
乳児健診時のブックスタート実施率	100%	継続	継続	乳児健診時にブックスタートパックセットを受け渡ししながら読書の大切さをお知らせします。平成27年度実績を継続して行います。
図書館まつりの開催	1回	継続	継続	本市の公立図書館（室）主催の図書館まつりを毎年1回、各地区巡回方式で開催します。



図書館まつり

2-2-1 公民館を核とした地域教育力の向上

(現状と課題)

公民館は地域の人たちが集まり、関わる場所であり、市民の学習・教養の向上、文化活動や交流・連帯等を図る場としての大きな役割を持っており、今後も、少子化による過疎化等、地域社会の要請に的確に対応し、子どもや若者、働き盛りの世代も含めた地域住民全体が気軽に集えるコミュニティ（地域社会）活動を提供する拠点となることが期待されています。

本市においては、旧町に設置している5つの公立公民館（類似施設を含む）の活動に加え、自治公民館活動を支援するとともに、市民の身近な小学校区を単位とした校区公民館の設立を検討してきました。

しかしながら、本市における地理的課題や地域活動状況が様々であり、一律に進めることは各地域が持つ特性や主体性をうまく生かすことができない場合もあるのではないかなど、多くの課題が明らかになってきました。

今後、地域の状況等を把握・考慮しながら慎重に検討を行い、地域の実態にあった公民館活動について研究するとともに、運営形態による公民館活動に地域差が生じないように、各地域の実情に応じた各種講座の開設や学習機会の提供など、公民館を核とした市全体の生涯学習推進事業展開が求められます。

(施策の方向性)

●校区公民館等における事業支援 公立公民館及び類似施設における講座の充実や事業の展開を図りながら、生涯学習の機会を提供します。また、校区公民館に多くの世代、団体、関係機関が企画運営に参画できるよう、それぞれの地域に応じた組織づくりの育成・支援に努めます。	社会教育課
●自治公民館への支援 身近な学習機関である自治公民館に「モデル的な取組に対しての財政支援」、「相談に応じた出前講座等の学習機会の提供」、「各種企画運営への職員配置」等の支援を行います。	社会教育課

(成果指標)

成果指標	現況値 (H27)	中間目標値 (H33)	最終目標値 (H38)	指標の説明
自治公民館モデル事業実践館数	5 館	10 館	15 館	市内自治公民館 71 館が対象。 平成 27 年度における自治公民館モデル事業実践館数を基に目標値を上げていきます。 (27 年度…対象館数に対し 7%の実績数を基に伸び率での増数を目指します)

2-2-2 公民館等を活用した学習拠点づくり及びネットワークの整備

(現状と課題)

本市においては、地理的に集落が分散しているため、全市的に多数の市民が一箇所に集うことが難しい状況にあります。地域の公民館を学習拠点として仲間づくりを推進してきた背景があります。

また、公民館組織としては、公立公民館が主体となっている地域と自治公民館が中心となっている地域に区分されていますが、地域の各世代に根ざした公民館活動を展開するためには、組織の形態にかかわらず、各地域の特色を生かした講座や地域課題に基づく講座を積極的に取り入れ、主体的な学習活動が展開できるよう公民館機能の強化が求められます。

そのためには、館長・主事・書記をはじめとする市内公民館活動を担う役員等の資質向上を図るための研修や、情報交換及び活動経験の交流を行う場を提供し、ネットワーク体制の整備が必要です。

(施策の方向性)

●公民館等における生涯学習活動の支援及び学習機会の充実 各地域の特色を生かした講座や情報教育講座等の各種講座の充実を図り、市民の学習機会の充実に努めるとともに、市民の主体的な生涯学習活動や諸団体の連絡調整などの拠点となる、公民館活動の活性化に取り組みます。	社会教育課
●公民館役職員の育成とネットワーク強化 公立・自治公民館役職員等を対象とした研修機会の充実を図り、地域活性化を促進する役職員の育成を目指します。さらに各公民館のネットワーク強化のため、公民館連絡会議を開催します。	社会教育課

(成果指標)

成果指標	現況値 (H27)	中間目標値 (H33)	最終目標値 (H38)	指標の説明
公民館利用者数	69,416 人	71,400 人	73,500 人	各地区担当から報告される公民館及び公民館類似施設の年間利用者数を記載。(平成 27 年度実績) 平成 27 年度における市内公民館等の館内利用実績数を基に目標値を上げていきます。 (H33…3%増・H38…6%増)
公民館職員等の年間研修機会回数	2 回	継続	継続	市主催に限らず、県主催の公民館職員研修等にも参加し、資質向上を目指します。 長崎県公民館職員等研修会・長崎県公民館大会
公民館連絡会議の開催	1 回	継続	継続	公民館連絡会議を年 1 回継続して開催します。

2-3-1 社会における人権教育の推進

(現状と課題)

本市では、平成 22 年度に策定された『西海市人権教育・啓発基本計画』に基づき、人権教育の推進を図っています。

基本方針のひとつである『市民みんなで取り組む人権教育・啓発の推進』として、地域と学校が連携をとりながら実行委員会組織を発足させ、『西海市人権のつどい』を毎年開催し、家庭、学校、地域、職場などあらゆる場に応じた人権教育・啓発活動を推進しています。

人権尊重社会を実現する担い手は、社会を構成する全ての人々であり、市民自らが人権問題を自分の問題として捉え、日常生活の中での態度や行動として根付くことが必要であり、人権について正しく認識することも必要です。そのためには、継続的に人権について学ぶ機会の創出が必要です。

(施策の方向性)

●人権教育の推進体制づくり 学校・家庭・地域全体が連携して取り組む組織づくりを進めるとともに、地域における人権・同和教育の推進役の育成・支援に努めます。	社会教育課
●人権教育・啓発の推進 人権について正しい理解や関心を深めるため、公民館講座や人権・同和研修会を開催します。	社会教育課

(成果指標)

成果指標	現況値 (H27)	中間目標値 (H33)	最終目標値 (H38)	指標の説明
人権・同和教育に関する講演会・研修会の参加者延べ数	531 人	558 人	585 人	平成 27 年度における『西海市人権のつどい』事前参加者報告数及び各地区で開催される人権研修会参加者数を基に目標値を上げていきます。 (H33…5%増・H38…10%増)



人権のつどい

2-3-2 学校における人権・同和教育及び平和教育の推進

(現状と課題)

本市の小中学校における人権教育は、12月の人権週間期間中に実施する人権集会をはじめ、年間を通した全教育課程の中で実施しています。

平和教育は、8月9日の平和祈念の日の平和集会をはじめ、西海っ子の心を見つめる教育期間中に被爆体験講話等の活動を実施するなど、計画的な取組を行っています。

平成25年9月28日に「いじめ防止対策推進法」が施行され、いじめ防止基本方針が策定されました。各学校においては、児童生徒と教職員がいじめとは何かについて具体的な認識を共有し、「いじめの防止」「早期発見」「いじめに対する適切な対処」に努めているところです。平成27年度はいじめの報告件数は小学校が16件、中学校が8件でした。

今後はさらに、人権教育を全市的に充実させ、人権学習や児童生徒の理解に関する校内研修を推進することが求められています。また、語り部の高齢化に伴い、被爆体験講話の全校的な実施が難しくなっている現状を踏まえ、平和学習の内容についての工夫を図りながら、今後も積極的に平和教育を進めていくことも求められています。

児童生徒一人一人の人権を尊重し、いじめについての正しい認識を児童生徒、教職員、保護者がしっかりと共有すること、いじめや差別のない学校づくりを推進することは学校に課せられた大きな責務です。

(施策の方向性)

●人権・同和教育、平和教育の推進 人権集会や平和集会に向けての公開授業や学校行事、被爆体験講話、映写会、被爆地及び戦争に関わる平和教育推進地についての学習等を積極的に進めるとともに、人権・平和に関わる図書の整備や充実を努めます。	学校教育課
●いじめを見逃さない、安心して過ごせる学校づくり 人権教育及び児童生徒理解に関する研修を推進し、いじめの早期発見・早期解決に向けた体制を築いていきます。	学校教育課

(成果指標)

成果指標	現況値 (H27)	中間目標値 (H33)	最終目標値 (H38)	指標の説明
人権集会、平和集会の実施校の割合	100%	継続	継続	各校年1回の平和集会、人権集会の確実な実施を図ります。集会を開催するにあたっては、外部講師を招へいしたり、ワークショップ型の活動を取り入れたり、地域・保護者を交えたりするなど特色ある取組を推進していきます。
いじめ解決の割合	小 100% 中 100%	継続	継続	各校の教職員をはじめ、SC、SSW、心の相談員と連携しながら、適切に対処し、早期解決を図っていきます。また、いじめの未然防止に向けて道徳、特別活動の時間を充実させるとともに、定期的なアンケートの実施で児童生徒の実態把握を行います。

【重点政策 3】

市民総ぐるみで取り組む教育力の向上

主要施策１ 家庭の教育力の向上	
３－１－１	保護者への子育て支援
３－１－２	ＰＴＡ活動の活性化

主要施策２ 青少年の健全育成	
３－２－１	青少年関係団体の活性化
３－２－２	青少年の交流活動の推進
３－２－３	青少年を有害環境から守る取組の推進



新春かるた大会「百人一首」

3-1-1 保護者への子育て支援

(現状と課題)

近年、全国的な少子高齢化や核家族化の中で、個々のライフスタイルや価値観の多様化により、地域社会や人間関係の希薄化等を生み出し、家庭や地域における子育て環境も変化しています。

このことにより、全国的に子育てについて気軽に相談できる相手が少なくなり、子育てに対する不安や負担、子どもに対する接し方がわからない保護者が増加し、児童虐待や少年非行が深刻化するなど、家庭の教育力低下が指摘されています。

本市においても、核家族化や共働き世帯が増加していることから、保護者が家庭教育の在り方について学ぶ機会を提供するとともに、保健福祉部局と連携し、幼稚園や保育所を学習拠点とした幼児期における子育て支援や情報提供等、子育て世代の保護者への支援体制構築が必要です。

(施策の方向性)

●保護者への家庭教育の支援 家庭教育の主体である保護者が学ぶ、各小中学校PTA及び市内幼稚園、保育所の保護者会が主催する『家庭教育学級』を支援します。	社会教育課
●家庭教育講座開設 各地区社会教育講座及び各地区公民館講座で家庭教育に関する講座を開設し、子育て世代に向けた学習機会を提供します。	社会教育課

(成果指標)

成果指標	現況値 (H27)	中間目標値 (H33)	最終目標値 (H38)	指標の説明
家庭教育学級の開催数	13 学級	20 学級	32 学級	平成 27 年度における家庭教育学級実施実績数を基に目標値を上げていきます。
公民館における家庭教育講座開設数	—	3 講座	5 講座	各地区公立公民館（5 地区）を基礎値とし、目標値を上げていきます。



家庭教育学級

3-1-2 PTA活動の活性化

(現状と課題)

近年、共働き世帯の増加等によりPTA活動に参加する保護者が減少したり、PTA活動そのものに無関心な保護者が増加している傾向が見受けられます。

PTA活動の本来の目的である『親（保護者）と教師が互いに協力しながら健やかな子どもを育成する。』という意識の希薄化と組織の在り方が課題となっています。

子どもの教育には、学校と家庭とが理解を深め協力していくことが大切であり、PTAが担う役割や重要性について学ぶ機会を提供することが必要です。

(施策の方向性)

●PTA組織の育成 PTA連合会会員研修や上部団体が開催する、組織の在り方や役員の役割等についての研修会参加を支援します。また、小・中学校適正配置事業に伴い、合併するPTA組織運営がスムーズに進むよう、会員相互の連携を図りながら広報活動に努めます。	社会教育課
●PTA活動の支援 各小・中学校PTAが主催する家庭教育学級を支援し、PTA活動の活発化を図ります。	社会教育課

(成果指標)

成果指標	現況値 (H27)	中間目標値 (H33)	最終目標値 (H38)	指標の説明
PTA研究大会及び研修会等の開催	3回	継続	継続	毎年度開催されているPTA主催の会員研修・母親委員会研修・福利厚生委員会研修（スポーツ交流）を支援します。



PTA会員研修

3-2-1 青少年関係団体の活性化

(現状と課題)

子どもたちを取り巻く社会環境の急激な変化に伴い、地域の教育力の充実が求められています。

市内には、青少年育成協議会、子ども会育成連絡協議会等の団体があり、『地域の子どもは地域で育てる』との考えのもと、青少年の健全育成を図っています。しかしながら、各団体においては会員の減少や高齢化等により協議・調整の労力が脆弱となり、自主的な活動が困難であることから、若いリーダーの育成を図ることが喫緊の課題となっています。

今後は、会員自らが活発的な活動内容や今後の方針等を十分に協議し、市内各種青少年団体との連絡連携を図りながら、青少年活動の健全な発展に寄与することが求められています。

(施策の方向性)

●青少年健全育成活動の支援 青少年健全育成のための啓発パレードや健全育成大会等を関連団体及び各種関連協議会等と連携を図りながら開催支援を行います。	社会教育課
●指導者育成の支援 子ども会育成連絡協議会と連携を図りながら、子どもの成長段階に応じたリーダー研修会（ジュニアリーダー、シニアリーダー研修会）等への参加を勧め、若手リーダーの育成を目指すとともに、指導者の質の向上を図ります。	社会教育課

(成果指標)

成果指標	現況値 (H27)	中間目標値 (H33)	最終目標値 (H38)	指標の説明
青少年健全育成事業 及び啓発活動実施件数	3回	継続	継続	西海市青少年健全育成大会 青少年育成啓発活動（大島・大瀬戸）
指導者研修会の開催	2回	継続	継続	ココロねっこ指導者研修会 県子ども会主催の子どもリーダー研修会への参加回数



ココロねっこ指導者研修

3-2-2 青少年の交流活動の推進

(現状と課題)

かつて、子どもたちは地域における「遊び」や「集団活動」を通じての異年齢交流を行いながら、自立心や規範意識を体得していましたが、近年、インターネットやスマートフォン等の著しい情報化社会の進歩や核家族化の進展により、子どもたちを取り巻く生活環境が変化し、異年齢交流のなかで培われてきた社会性を身に付ける機会が減少し、ゲーム等での一人遊びの時間が増加している傾向にあります。

本市においては、公民館活動や子ども会活動のなかで、世代間交流や子ども同士の交流の場を設定していましたが、少子化の影響で参加者が減り、親の負担感の増加等の新たな課題も出ています。

今後はさらに体験活動を推進している関連機関との連携を図るなど、効果的・計画的な交流の場づくりが求められています。

(施策の方向性)

●子ども体験活動事業の推進（西海市子ども夢基金） 体験やスポーツ活動を通して、本市の次代を担う子どもの健やかな成長を育むため、市内の市民団体等が行う活動の支援を行うとともに、本事業についての周知徹底を図ります。	社会教育課
●交流及び体験活動の機会の提供 子どもたちの自立心や規範意識を養うため、長崎県立西彼青年の家をはじめとする体験活動を推進している関連機関と連携を図りながら学年の枠を越えた交流や、体験活動の情報を提供します。	社会教育課
●他市町との交流活動の推進 他関連部署と連携をとりながら、姉妹都市をはじめとする他市町との交流活動を行うことにより、本市が持つ特色の認識や郷土愛を育む取組として検討します。	社会教育課

(成果指標)

成果指標	現況値 (H27)	中間目標値 (H33)	最終目標値 (H38)	指標の説明
子ども体験活動事業 申請対象件数	21 件	26 件	32 件	平成 27 年度交付対象実績件数を基に目標値を上げていきます。 平成 26 年度実績 17 件・平成 27 年度実績 21 件 伸び率を掛けた数値
青少年を対象にした 体験・交流事業	1 回	2 回	継続	平成 27 年度は長崎県立西彼青年の家事業『遊 楽塾』へ職員派遣。（参加者は西海市より 1 名 参加）

3-2-3 青少年を有害環境から守る取組の推進

(現状と課題)

近年、インターネットやスマートフォン等の著しい情報化社会の進展により、子どもたちを取り巻いているメディア情報管理が困難となり、『出会い系サイト』等をきっかけとした事件の被害者となる案件が表面化しています。

子どもにとって有害な社会環境の浄化と青少年の健全な育成を図るため、本市が実施している有害図書類販売店舗等への立入調査及び白ポストによる有害図書類・がん具等を回収する事業の継続実施や保護者自らが、保護者の責任において、子どもたちへ正しい利用を促すための意識づくりが急務であるため、スマートフォンやSNS等、インターネットの利用に子どもが関わる危険性についての啓発及び学習する機会の提供等、青少年を有害環境から守る取組が必要となっています。

(施策の方向性)

●有害情報対策の推進 有害図書類販売店舗等への立入調査や、情報メディアの利用法に関する学習会等の開催により、地域や家庭が一体となった青少年健全育成活動に取り組みます。	社会教育課
●メディア安全指導員の養成と利用推進 情報メディアの適切な利用法を指導するメディア安全指導員を計画的に育成するとともに、メディア安全指導員を活用した学習会開催に取り組みます。	社会教育課

(成果指標)

成果指標	現況値 (H27)	中間目標値 (H33)	最終目標値 (H38)	指標の説明
有害図書類販売店舗等への立入調査への協力者数	27 人	継続	継続	平成 27 年度立入調査員登録者数 27 名 登録者の交替が発生することを鑑み、現状 数値を維持する。
本市における長崎県 メディア安全指導員 の登録者数	1 人	5 人	10 人	H33 … 各地区 1 人 H38 … 各地区 2 人



青少年健全育成啓発活動

【重点政策 4】

安心して学べる教育環境の構築

主要施策1 安心で望ましい教育環境の実現	
4-1-1	安全確保を図る地域ボランティアの育成
4-1-2	学校の適正配置の促進
4-1-3	放課後の子どもたちの居場所づくり
4-1-4	奨学資金制度の拡充

主要施策2 安全で快適な教育施設の整備	
4-2-1	学校施設の改修
4-2-2	学校情報通信技術の整備
4-2-3	教職員住宅の整備



放課後子ども教室

4-1-1 安全確保を図る地域ボランティアの育成

(現状と課題)

全国的に学校や通学路における子どもに関わる事件・事故が発生していますが、本市においても、子どもが下校途中に不審者に声をかけられたり、写真を撮られたりするなどの事件が起こっています。

このような現状を踏まえ、子どもたちが安心して学校や地域での生活が送れるよう、家庭や地域の関係機関・団体と連携しながら、学校の安全管理に関する取組を一層充実する必要があります。

(施策の方向性)

●地域ぐるみの安全確保対策

地域ぐるみの学校安全体制充実のため、地域の協力の下、各小学校区に「スクールガード」の組織をつくり、子どもの登下校を見守る運動を推進します。また、下校時等の安全確保を図るため、集団登下校や地域住民や保護者による取組を推進します。

学校教育課

(成果指標)

成果指標	現況値 (H27)	中間目標値 (H33)	最終目標値 (H38)	指標の説明
関係機関やPTA等が協力して児童の登下校を見守っている小学校の割合	100%	継続	継続	児童の登下校時における校区内の巡回・見守り活動等の安全指導を行うほか、地域社会全体で学校安全に取り組む体制づくりの支援、校区内の保護者や地域住民による見守り活動協力者との連携を図ります。



横断歩道でのボランティア活動

4－1－2 学校の適正配置の促進

(現状と課題)

近年、核家族化に加え、少子高齢化の急速な進行が顕著であり、特に西海市においては全国的な水準を上回る少子高齢化が進み、その結果、児童・生徒数が減少し、市内小中学校では小規模化や複式学級の増加が加速している現状になっています。

このような中、西海市の子どもたちに望ましい教育環境を提供するため、21世紀の新しい教育に対応できる教育環境の総合的な整備を図る観点から、小中学校の適正配置を推進しています。

平成20年8月に答申された「西海市立小・中学校適正配置基本計画」を元に各地区ごとの実施計画によって適正配置を推進し、西海中学校（平成24年度統合）、大崎中学校（平成25年度統合）、大瀬戸小学校（平成25年度統合）及び西海小学校（平成28年度統合）など統廃合が行われ、教育環境の充実が図られています。ただし、大瀬戸地区については、複式学級となっている統合しなかった学校について、協議会等が解散しているため地域や保護者との協議継続方法など課題があります。現在は、西彼、大崎地区で各審議会を設置し、学校代表、PTA代表、地区代表者などで構成される委員により、小学校の学校適正配置の審議を継続して行っています。

平成28年4月現在で小学校は14校ありますが、その内6校が複式学級を有する学校であり、今後、併設校の離島2校を除く4校の学校適正配置の推進のため、目的とする望ましい児童生徒数での規模の教育環境の整備を図る必要があります。

(施策の方向性)

●学校の適正配置の推進 児童生徒数の減少に伴う学校教育への影響を考慮し、複式学級を有する小学校の適正配置を推進します。	教育総務課
●統合に伴う環境整備の推進 統合に伴い、遠距離通学となる児童については、スクールバス等の交通手段を整備し、また、人数増などによる学校施設の環境整備を行います。	教育総務課

(成果指標)

成果指標	現況値 (H27)	中間目標値 (H33)	最終目標値 (H38)	指標の説明
小学校数	14校	「西海市立小中学校適正配置基本計画」や地域住民等の意向等を踏まえた実施計画に基づいた学校数。		併設校2校を含む14校のうち、離島の小学校を除き複式の学級を有する小学校4校について適正配置化を図ります。

4-1-3 放課後の子どもたちの居場所づくり

(現状と課題)

本市においても、核家族化や両親共働き世帯が増加しており、放課後等に子どもたちが安全で健やかに過ごせるよう、子どもの居場所づくりが必要です。

平成27年度より市内小学校の余裕教室を活用した『放課後子ども教室』の開設や、従来から実施している『キッズ英会話教室』を含めた『土曜学習』事業を開設し、地域ボランティアによるサポーター組織も確立されつつあります。

しかし、学校内に余裕教室がないことにより、放課後子ども教室場所選定に調整がかかることや土曜学習の開催場所への移動手段確保、専門スタッフ確保等が課題となっています。

(施策の方向性)

●放課後子ども教室の開催 学校の余裕教室を利用した『放課後子ども教室』について、実施校と協議を行いながら教室の確保を進め、新たなスタッフ人材を発掘し、その人材にあった教育プログラムの編成を行います。	社会教育課
●土曜学習の開催 子どもたちの安全安心な活動拠点を確保し、地域住民等の参画を得ながら教科等に関連した体系的・継続的な学習活動等の取組を実施し、子どもたちの多様で有意義な土曜日等の学習環境を充実させます。従来から実施している『キッズ英会話教室』は、長崎大学との連携を深めながら英会話を通じてコミュニケーション能力や国際理解の基礎を、『体験学習』については、体験活動を通して心豊かでたくましい子どもを育む事業のプログラムを展開します。	社会教育課

(成果指標)

成果指標	現況値 (H27)	中間目標値 (H33)	最終目標値 (H38)	指標の説明
人材バンク登録者数	30人	継続	継続	平成27年度人材バンク登録者数 30名 スタッフの交替発生することを鑑み、 現状数値を維持する。



土曜学習

4－1－4 奨学資金制度の拡充

(現状と課題)

西海市内に住所を有する者の子弟で、学力が優秀であっても経済的な理由により修学が困難なものに対して、学資を貸与し教育の機会均等を図り、社会に貢献し得る有為な人材を育成するために、西海市奨学資金貸付基金を設置し、申請に基づき奨学生を選考し貸与を行い、無利子償還を行っており、平成28年3月末現在で、償還対象者が23名となっています。

奨学資金の償還については、最終学校卒業後6箇月を経過した日から、奨学資金の貸与を受けた在学期間の2倍に相当する期間内に貸与金を月額で毎月償還しなければならないことになっていますが、近年、貸与者の意識の低下による延滞金の発生が生じており、徴収強化を図る必要があります。

今後は、経済的理由等により返したくても返せない事案や意欲や能力はあるにも関わらず修学を断念する学生が生じないよう、奨学資金制度の拡充に努める必要があります。

(施策の方向性)

●奨学資金制度の充実 経済的な事情により修学の機会が失われないよう、奨学資金制度を今後とも継続することにより安心して学ぶことができる修学支援の推進に努めるとともに、国・県の経済支援制度の動向を注視し、制度の充実を図ります。	教育総務課
---	-------

(成果指標)

成果指標	現況値 (H27)	中間目標値 (H33)	最終目標値 (H38)	指標の説明
西海市奨学生の新規認定者数	1人	10人	10人	西海市奨学資金の貸与を受ける奨学生の新規認定者数



中学校授業風景

4-2-1 学校施設の改修

(現状と課題)

市内の小、中学校について、安全安心な施設の確保のため、耐震補強工事を推進してきましたが、その一方で施設自体の老朽化が進んでいる学校も多く、校舎や屋内運動場の内外壁、屋上防水、床、給排水設備、トイレの洋式化等施設の改修が課題となっています。

また、屋外運動場においては、運動の内容、利用形態等に応じた適度な弾力性を備えた良好な排水性を確保することが求められていますが、著しく排水機能が低下した屋外運動場も存在し、計画的に改修することも課題の一つとなっています。

(施策の方向性)

●学校校舎等の大規模改造 老朽化が著しい学校校舎及び屋内運動場について、内壁、床、給排水設備、機械設備、電気設備などの内部改修、外壁及び屋上防水改修並びに非構造部材の耐震化を年次計画で実施し、校舎及び屋内運動場の長寿化に努めます。	教育総務課
●屋外運動場の改修 市内の子どもたちが等しく体育活動に参加できるよう、学校屋外運動場の改修を計画的に実施します。	教育総務課
●学校の温暖化対策 学校生活の中で大半を過ごす普通教室について、夏場の温暖化対策として扇風機等の設置を進めます	教育総務課

(成果指標)

成果指標	現況値 (H27)	中間目標値 (H33)	最終目標値 (H38)	指標の説明
学校校舎の大規模改造	19校／43校	31校／43校	43校／43校	学校校舎の内部改修、外壁改修、屋上防水などの工種ごとに改造を必要とする学校数を累計し指標とした。現況値に改造を必要とする学校数を累計し最終目標値として設定している。
屋外運動場の改修	3校／9校	6校／9校	9校／9校	屋外運動場改修を必要とする学校数を指標とした。現況値に改修を必要とする学校数を累計し最終目標値として設定している。
屋内運動場の大規模改造	6校／26校	16校／26校	26校／26校	屋内運動場の内部改修、外壁改修、屋上防水などの工種ごとに改造を必要とする学校数を累計し指標とした。現況値に改造を必要とする学校数を累計し最終目標値として設定している。
学校の温暖化対策	0校／12校	6校／12校	12校／12校	温暖化対策として設置する扇風機等を必要とする学校数を指標とした。現況値に設置を必要とする学校数を累計し最終目標値として設定している。

4－2－2 学校情報通信技術の整備

(現状と課題)

本市においては、平成 21 年度末で各学校の教育用及び校務用パソコンの整備は完了しているが、各学校からインターネット網への接続については、市内の一部の地域で光回線が提供されていますが、その他の地域では、ADSL 回線での運用となっています。この ADSL 回線においては、学校所在地から中継基地までの距離が長く、ADSL 回線のスピードを体現できない状況です。このため、ほとんどの学校でインターネットを活用した授業の際、利用人数を制限するなど工夫をしていますが、授業に支障をきたしている現状にあります。

また、平成 23 年 11 月に西海市学校 ICT 化計画が策定されていますが、インターネットへの接続や ICT 機器の整備に係る多額の費用がネックとなっており、教育委員会と各学校間のネットワークの整備や校務支援システム、グループウェアの導入、学校における情報セキュリティの強化が課題です。

(施策の方向性)

●教育ネットワークの構築

各学校のインターネット網への接続のスピードを体現できる速度を確保すると共に、教育委員会と各学校間のネットワークの整備や校務支援システム、グループウェアの導入、学校における情報セキュリティの強化を推進します。

教育総務課

(成果指標)

成果指標	現況値 (H27)	中間目標値 (H33)	最終目標値 (H38)	指標の説明
教育ネットワークの構築	0%	100%	継続	教育ネットワークの整備状況を指標に設定し、運用開始及び安定的な運用を目標値に設定している。



ICTを活用した授業

4－2－3 教職員住宅の整備

(現状と課題)

西海市内における教職員の福祉の向上と通勤に要する時間的なストレスを軽減し、もって子どもと向き合う時間の充実を目的に現在、教職員用の住宅として106戸（西彼19、西海26、大島8、崎戸37（うち江島10、平島13戸）、大瀬戸16）を整備しています。

近年、老朽化が進み使用できない住宅や水洗化が進まず、現代の生活環境に即しない住宅が増えています。

このような中、長崎県公立小中学校教職員人事異動基本方針の変更により、本市へ転居を伴っての異動が増加傾向にあります。

また、大島、崎戸地区の学校において、大島大橋が通行止めの際、学校へ出勤できない教職員も多数でており、学校運営上支障をきたしていることなど、課題となっています。

(施策の方向性)

●教職員住宅の整備 教職員住宅が不足している地域に新たに住宅を整備すると共に、老朽化が著しい住宅を解体し、新築、改修するなど住宅の確保に努めます。	教育総務課
●教職員住宅の水洗化 水洗化が進んでいない教職員住宅について、水洗化を進めます。	教育総務課

(成果指標)

成果指標	現況値 (H27)	中間目標値 (H33)	最終目標値 (H38)	指標の説明
教職員住宅の整備	90 戸	102 戸	114 戸	教職員住宅の戸数を指標とした。目標値については、校長、教頭の人数を全員、教諭数の半数を教職員住宅に入居するものとし目標値を設定した。 校長 18 人、教頭 18 人、教諭 157 人×1/2=78 人計 114 戸
教職員住宅水洗化率	68.9%	85%	100%	教職員住宅の水洗化率を指標に設定し、全戸数の水洗化を目標に設定し、改修を進めて行く。



教職員住宅

【重点政策 5】

地域を支える文化・芸術、スポーツの振興

主要施策１ 文化・芸術活動の推進	
５－１－１	文化芸術と触れ合う機会の創出
５－１－２	文化団体の交流活動の促進

主要施策２ 文化財の保存・保護・活用	
５－２－１	文化財の公開・研究
５－２－２	文化財の保存・活用
５－２－３	地域伝統文化の継承

主要施策３ 活力あるスポーツの振興	
５－３－１	生涯スポーツの推進
５－３－２	スポーツ指導者の育成
５－３－３	競技スポーツの推進

主要施策４ スポーツ環境の充実	
５－４－１	スポーツ施設の整備充実
５－４－２	スポーツの推進体制づくり



平島のナーマイドー

5－1－1 文化芸術と触れ合う機会の創出

（現状と課題）

文化・芸術活動は、人々に安らぎや生きる喜びをもたらし、人生を豊かにします。さらには、社会全体を活性化させる魅力ある地域づくりを推進する原動力にもなります。

西海市の文化・芸術活動については、文化活動団体が主催する文化祭等の事業も、回を重ねるごとに市民への周知の広がりとともに、参加者の積極的な姿勢を見ることができます。市内の開催会場までの移動手段について課題となっているので、引き続き、大島文化ホールをはじめとする施設の効果的な整備、活用を図りながら、市民が優れた文化芸術活動に接する機会の提供に努める必要があります。

（施策の方向性）

●芸術と触れ合う機会の創出 県及び関係機関からの支援と協力を得るとともに、学校や地域と連携しながら、市民が優れた文化芸術と触れ合う機会を創出します。	社会教育課
●文化施設の整備・活用 文化施設の効果的な整備・活用を図り、市民が優れた文化芸術活動に接する機会の提供に努めます。	社会教育課

（成果指標）

成果指標	現況値 (H27)	中間目標値 (H33)	最終目標値 (H38)	指標の説明
優れた文化・芸術に関するイベントの開催回数（年間）	0回	1回	2回	教育委員会主催事業（文化協会との共催を含む）。



長崎県美術展移動展

5－1－2 文化団体の交流活動の促進

(現状と課題)

価値観が多様化している今日にあって、市民が主体的に文化活動に取り組む姿勢が注目されています。しかしながら、それぞれの文化団体とも一定区域内による活動が多く、芸術性に優れた文化の発信や団体の基盤強化は、それぞれが求める広がりまでにはなかなか至っていないと感じられ、参加者の大部分を占める文化協会の会員以外の市民への普及が課題といえます。

(施策の方向性)

●文化活動の支援 会員自らが活動の内容や今後の方針を十分に認識し、文化協会と連携し自主的運営ができるように人的支援を図ります。また、西海市文化協会に未加入の各種文化団体については、加入を促進して、文化協会の基盤強化を支援します。	社会教育課
--	-------

(成果指標)

成果指標	現況値 (H27)	中間目標値 (H33)	最終目標値 (H38)	指標の説明
全市的な文化祭等の開催（年間）	3回 2,154人	3回 2,370人	3回 2,580人	市民文化祭・市文化展・市民音楽祭
西海市文化協会加入促進	560人	600人	650人	西海市文化協会会員数



西海市文化祭

5－2－1 文化財の公開・研究

（現状と課題）

本市には、豊かな歴史・自然・伝統文化がそれぞれの地域の特色を生かしつつ息づいており、これらは、未来へ継承していかなければならない貴重な財産です。市民一人一人が、ふるさとに誇りを持ち、心豊かな生活を送るために、これらの財産を生かした「まちづくり」を推進する必要があります。

そのために、市内3か所の歴史民俗資料館については、「西海市歴史民俗資料館のあり方等検討委員会」からの答申に基づき、新たな歴史・自然を未来へ継承する拠点施設の具現化に向けた取組が必要です。

（施策の方向性）

●歴史・文化の拠点づくり 西海市の自然史・歴史・民俗文化等を未来へ伝えるため、その研究と開示の拠点となる新たなミュージアム（博物館）の創設に取り組みます。	社会教育課
●専門職員の配置 研究と適切な開示（説明含む）ができる専門職員の配置に努めます。	社会教育課

（成果指標）

成果指標	現況値 (H27)	中間目標値 (H33)	最終目標値 (H38)	指標の説明
（仮称）さいかい市民ミュージアム（博物館）の創設	検討委員会からの答申済み	ミュージアム準備室（仮）の設置	ミュージアムの創設	西海市歴史民俗資料館のあり方等検討委員会からの答申を受けて、（仮称）ミュージアムの創設を推進する。
	0%	50%	100%	



崎戸歴史民俗資料館

5－2－2 文化財の保存・活用

(現状と課題)

文化財は、文化財保護法第3条に「わが国の歴史、文化等の正しい理解のために欠くことができないものであり、且つ、将来の文化の向上発展の基礎をなすもの」と規定されている国民共有の財産です。

本市には、国指定2件、県指定8件、市指定32件の文化財があり、170ヵ所を超える周知の埋蔵文化財包蔵地が存在しています。

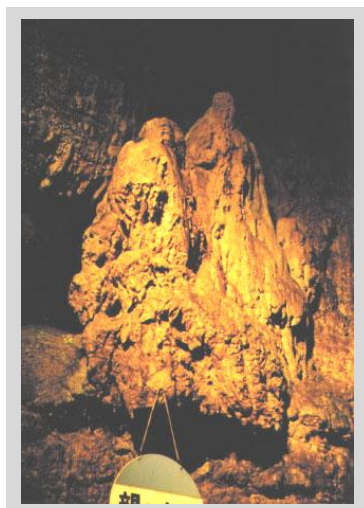
これらを後世にしっかり引き継ぐためには、文化財の持つ価値について、市民の理解を深め、行政と地域が連携して適切な保存と活用に取り組む必要があります。

(施策の方向性)

●市民への啓発 本市は、縄文・弥生時代の史跡から、中世・近世に至る多種の天然記念物及び有形・無形民俗文化財、さらに国・県指定文化財を有する多様な地域となっています。これらの文化財の持つ価値について、市民に周知し、理解を深めます。	社会教育課
●保護・活用方法の検討 文化財個々の研究を深め、その保護と活用方法について地域と協働で検討を進めます。	社会教育課

(成果指標)

成果指標	現況値 (H27)	中間目標値 (H33)	最終目標値 (H38)	指標の説明
西海史跡ガイドブック（『西海市の文化財』）の充実	1,000冊作成	適宜追記・増刷	適宜追記・増刷	平成25年度(第1版作成)1,000冊作成
文化財の調査・研究着手件数	2件	3件	4件	七釜鍾乳洞、近代遺産、石鍋製作遺跡、地質資源



七釜鍾乳洞

5-2-3 地域伝統文化の継承

(現状と課題)

本市には、海、山、川等の自然と共に暮らしてきた人々の営みによって生まれ、育まれた伝統文化が、それぞれの地域の特色を活かし数多く継承されております。

これらの伝統文化を保存・継承することは、人々が結びつき、地域を理解し護り、ひいては郷土を愛する心を育むために極めて重要です。

しかし、少子高齢化、過疎化、生活様式の多様化等を要因とする後継者の不足等が課題となっており、これからの方向性としては、地域と協働して映像記録の作成や保存・継承の取組が求められています。

(施策の方向性)

●伝統芸能活動の支援 伝統芸能に必要な衣装や諸道具等の整備を図るため、国・県等の助成事業の活用・支援を働きかけていきます。	社会教育課
●情報発信の強化による地域住民の意識向上 地域に残る伝統文化等の記録の活用を図ることで、伝統文化等の理解・周知を促すとともに、後世に伝えるため、デジタル映像化した資料の保存に努めて、各文化財の継承のみならず、地域住民の意識向上を図ります。	社会教育課

(成果指標)

成果指標	現況値 (H27)	中間目標値 (H33)	最終目標値 (H38)	指標の説明
伝統文化等の記録・保存件数	13 件	15 件	19 件	記録・保存件数
認定文化財の登録件数	0 件	2 件	5 件	認定文化財の登録件数



上岳八朔祭

5-3-1 生涯スポーツの推進

(現状と課題)

少子高齢化社会が進む中、市民の誰もが健康で文化的な生活を営み、生き生きとした暮らしを送ることのできる健康長寿社会の構築は、きわめて極めて重要です。

体力の保持増進や精神的な充足感を得るために、生涯スポーツの果たす役割は年々大きくなっていますが、高齢化や交通インフラの問題等により、体育施設に足を運ぶ難しさもあります。また、主体的ではなく受身での生涯スポーツへの取組になっている現状もあります。

このような中で、自分の能力・成長段階・趣味等に応じてスポーツを楽しむことができる環境づくりが重要な課題となっています。

(施策の方向性)

●生涯スポーツの環境づくり スポーツ推進委員・西海市体育協会等、関係機関と連携・協働し、市民が気軽にスポーツができる環境づくりに努めます。	社会教育課
●総合型地域スポーツクラブの設置と運営支援 生涯スポーツの推進を図るため、市内総合型地域スポーツクラブを支援します。また、アシスタントマネージャーの育成にも努め、総合型地域スポーツクラブの興味関心を高めるための講習会等の実施に努めます。	社会教育課
●スポーツ大会等の開催体制づくり スポーツ大会、スポーツ合宿等において食事・宿泊の提供を行える体制づくりを進めます。	社会教育課

(成果指標)

成果指標	現況値 (H27)	中間目標値 (H33)	最終目標値 (H38)	指標の説明
スポーツ教室等生涯スポーツ事業の開催数(年間)	13回	20回	25回	スポーツ教室等生涯スポーツ事業の開催数(年間)
総合型地域スポーツクラブ設立団体数	1団体	2団体	4団体	大瀬戸アスリートクラブ 西彼、西海、大崎地区に各1団体
アシスタントマネージャーの育成数	2人	3人	4人	大瀬戸アスリートクラブに所属するアシスタントマネージャー数+新規設置の総合型地域スポーツクラブに各1名

5-3-2 スポーツ指導者の育成

(現状と課題)

本市のスポーツ指導者の現状は、主に各競技団体のボランティア指導者及びスポーツ推進委員の尽力によって成り立っています。

その中で、これまでは生涯スポーツに係る指導者の育成が課題と考え、健康増進やレクリエーション事業等の幅広い分野からの情報収集及び連携協働を行い、人材の確保に努めてきました。

引き続き生涯スポーツとなるレクリエーションスポーツへの人材の確保を継続していく必要性も踏まえながら、様々な年齢層、競技層を活性化させるために、より高いレベルにも対応できる人材育成や情報を共有できるシステムが必要であるといえます。

(施策の方向性)

●スポーツ推進委員の資質向上 スポーツ推進委員の資質向上と自覚を深めるため、各種研修会への参加支援、県及び九州地区の研究大会への積極的な参加を促します。	社会教育課
●指導力の向上 スポーツ指導者連絡協議会を立ち上げて、組織運営の活性化を図ります。	社会教育課
●「スポーツリーダーバンク制度」の確立 「スポーツリーダーバンク制度」の確立に努めるとともに、制度の活用を推進します。	社会教育課

(成果指標)

成果指標	現況値 (H27)	中間目標値 (H33)	最終目標値 (H38)	指標の説明
スポーツ指導者講習会	0回	2回	継続	心肺蘇生法及びAED講習会 (他団体との協働実施)
スポーツ指導者講習会への派遣回数(年間)	0回	2回	4回	市体育協会及び関係団体と協議調整を行い、実施競技や講習内容を決定し、スポーツ推進員や競技指導者の派遣実施を目指す。
西海市スポーツリーダーバンク登録者数	0人	15人	30人	各競技団体やスポーツ推進委員より資格保持者優先に左記目標値の登録者数を目指す。

5-3-3 競技スポーツの推進

(現状と課題)

市の人口減少に伴い、小学生の社会体育、中学生の部活動、成人のクラブチーム等、どの競技においてもチーム数、選手数とも減少傾向にあります。その中で、九州大会や全国大会など上位大会への出場者も毎年輩出していますが、一方で全体的に県民大会入賞者数が少ないのも現状です。市内に希望する団体がないために市外のチームに所属する選手も増加しています。

市内競技団体の充実を図ると同時に、市内チームでの県民体育大会での入賞者や上位大会出場者を増やすための強化及び支援策を講じ、選手の育成などを組織的・体系的に推進し、競技スポーツの底上げを図る必要があります。

(施策の方向性)

●競技力向上を目指した各種講習会等の開催 各競技団体が行う、県レベルの競技会開催や外部指導者によるスポーツ教室や講習会を実施し、市内団体の競技力向上と競技人口の拡大を図ります。	社会教育課
●上位大会出場者への支援 上位大会進出者への出場費補助の支援を引き続き行います。	社会教育課

(成果指標)

成果指標	現況値 (H27)	中間目標値 (H33)	最終目標値 (H38)	指標の説明
西海市体育協会加盟 団体数	18 団体	継続	継続	未加入の競技団体の加入促進（西海市体育協会加盟団体数 18 団体）随時未登録団体を発掘し組織の拡大を目指す
県民体育大会参加者 数（年間）	240 人	300 人	継続	市体育協会加盟団体数を増加し、左記人数の大会参加者を目指す。



七釜鍾乳洞ロードレース大会

5-4-1 スポーツ施設の整備充実

(現状と課題)

本市の体育施設は、その多くの施設が合併前に整備された施設であり、今後、経年劣化に伴う老朽化が顕著になりつつあります。

市民が安全で快適に使用できる施設整備を進めながら、各種競技会等の誘致や市外団体のスポーツ合宿誘致等による利用拡大を図るとともに、本市体育施設の良さをアピールしてスポーツ合宿誘致等に努める必要があります。

(施策の方向性)

●スポーツ施設の整備

スポーツ推進審議会で、社会体育施設の廃止、継続、新設整備等、施設の方向性や管理体制の方向性が審議されたことを受け、今後は、利用者のニーズと実施の時期を調整し、施設の拠点化や効率的な施設利用等の取組を継続していく必要があります。施設整備の実施に関しては、過疎債等の特定財源を掘り起こして活用していきます。

社会教育課

(成果指標)

成果指標	現況値 (H27)	中間目標値 (H33)	最終目標値 (H38)	指標の説明
体育施設整備進捗率	22%	50%	100%	西海市社会体育施設整備計画に基づく、既存施設の改修及び統廃合率



大瀬戸総合運動公園テニスコート

5-4-2 スポーツの推進体制づくり

(現状と課題)

市民の誰もがスポーツを通じた健康づくり、体力づくりなどスポーツの持つ多様な目的を達成するためには、市民一人一人がスポーツへの関心と意欲を高め、主体的に取り組む姿勢が求められています。

そのためには、スポーツの楽しみ方が多様化する中で、スポーツの3要素である「する・みる・ささえる」を基本として、すべての市民が日常的にスポーツを楽しみながら健康づくりに取り組める環境づくりをいかに進めるかが課題です。

また、生涯スポーツの推進に当たっては、関係機関や団体が役割を分担し連携・協力する体制を整えることも必要です。

(施策の方向性)

●情報提供の充実 本市の広報誌、ホームページを活用し、各種大会、スポーツ教室等に関する情報提供の充実を図ります。	社会教育課
●関係機関との連携強化 スポーツ推進委員、体育協会等関係機関との連携を強化し、スポーツ活動の支援を行います。	社会教育課

(成果指標)

成果指標	現況値 (H27)	中間目標値 (H33)	最終目標値 (H38)	指標の説明
スポーツ情報の提供 (年間)	12回	継続	継続	広報やウェブサイト等の情報手段により提供を行った実績数
スポーツ関係情報交換会開催回数	0回/年	1回/年	継続	市体育協会と連携し、左記目標値の開催を目指す。



スポーツ出前講座

参考資料編

— 参考資料目次 —

1. 西海市教育振興基本計画条例	1
2. 策定委員会への諮問	3
3. 策定委員名簿	4
4. 策定委員会の審議経過	6
5. 教育の現状	
(1) 市に関する基本データ	
①西海市の人口構造の推移	7
②産業別就業人口	8
③教育施設の状況	9
(ア) 公民館	
(イ) 文化施設	
(ウ) スポーツ施設	
(2) 学校に関する基本データ	
①学校数	13
②児童生徒数の推移	13
③教職員数	14
④高等学校への進学先	15
(3) 教育財政に関する基本データ	
①本市の財政状況	16
②一般会計に占める教育費の割合	17
③教育予算の状況	18
(参考) 教育基本法	19～

西海市教育振興基本計画策定委員会条例

平成 20 年 3 月 28 日

西海市条例第 24 号

(設置)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、西海市における教育の振興に関する基本的な計画を策定するため、西海市教育振興基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(任務)

第 2 条 委員会は、教育委員会の諮問に応じて、本市の教育の振興に関する基本計画について必要な事項を調査審議し、その結果を答申するものとする。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 10 人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が任命する。

(1) 西海市立小学校長、中学校長及び幼稚園長の代表

(2) 西海市内社会教育及び社会体育関係団体の代表

(3) 識見を有する者

(4) 前 3 号に掲げる者のほか、教育委員会が適当と認める者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、1 年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第 5 条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

(関係人の出席等)

第 7 条 委員長は、議事に関し必要があると認めるときは、委員以外の関係人に出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

2 前項の規定により出席した関係人には、西海市証人等の実費弁償に関する条例（平成 17 年西海市条例第 40 号）の規定により実費弁償を支給する。

(報酬等)

第 8 条 委員の報酬及び費用弁償は、西海市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成 17 年西海市条例第 39 号）に定めるところによる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、教育委員会教育総務課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

諮 問 文

西海市教育振興基本計画策定委員会委員長 様

次の事項について、諮問します。

第二期「西海市教育振興基本計画」の策定について（諮問）

平成28年1月29日

西海市教育委員会

委員長 北島 淳朗

【 理 由 】

教育基本法第16条の規定により、地方公共団体は、その地域における教育の振興を図るため、その実情に応じた教育に関する施策を策定し、実施しなければならないとされている。また同17条第2項において、基本的な計画を定めるよう努めなければならないとされており、このため、本市では平成23年度において、「西海市教育振興基本計画」の改定を行い、平成24年度から平成28年度の計画として施策を実施している。

この教育振興基本計画は、平成28年度に計画期間が終了となるため、同じく計画期間が終了となる「西海市総合計画」と連動し、新たな実施年度の平成29年度から平成38年度を計画期間として、社会情勢の変化や、教育環境の状況などを的確に反映し策定することが必要となっている。

また、西海市教育振興基本計画策定委員会条例第2条には、教育委員会の諮問に応じて、本市の教育の振興に関する基本計画について必要な事項を調査審議し、その結果を答申するとされている。

以上の規定に則り、下記事項についての調査審議をお願いしたい。

記

【「第二期西海市教育振興基本計画」の策定について】

- ・重点政策及び重点政策を実現するための施策
- ・主な取組と目標とする指標

平成27年度 第二期西海市教育振興基本計画策定委員会委員名簿

(注) 区分毎に五十音順、敬称略

条例の区分	氏 名	役 職 名	摘 要
学校関係者	浅田 眞理	西海市立雪浦小学校長	副委員長
	相良 澄友	西海市立西海中学校長	
社会教育関係者	岡 剛一郎	西海市文化協会 副会長	
	清原 昌也	西海市PTA連合会 会長	
	辻 道行	西海市社会教育委員会 副委員長	
	戸田 忍	西海市体育協会 代表理事	
学識経験者	久保山好明	長崎県教育センター	
	島内 徹郎	元長崎県体育協会	
	橋川 文次	元活水大学文学部教授	委員長
公募委員	中富 洋幸		

平成28年度 第二期西海市教育振興基本計画策定委員会委員名簿

(注) 区分毎に五十音順、敬称略

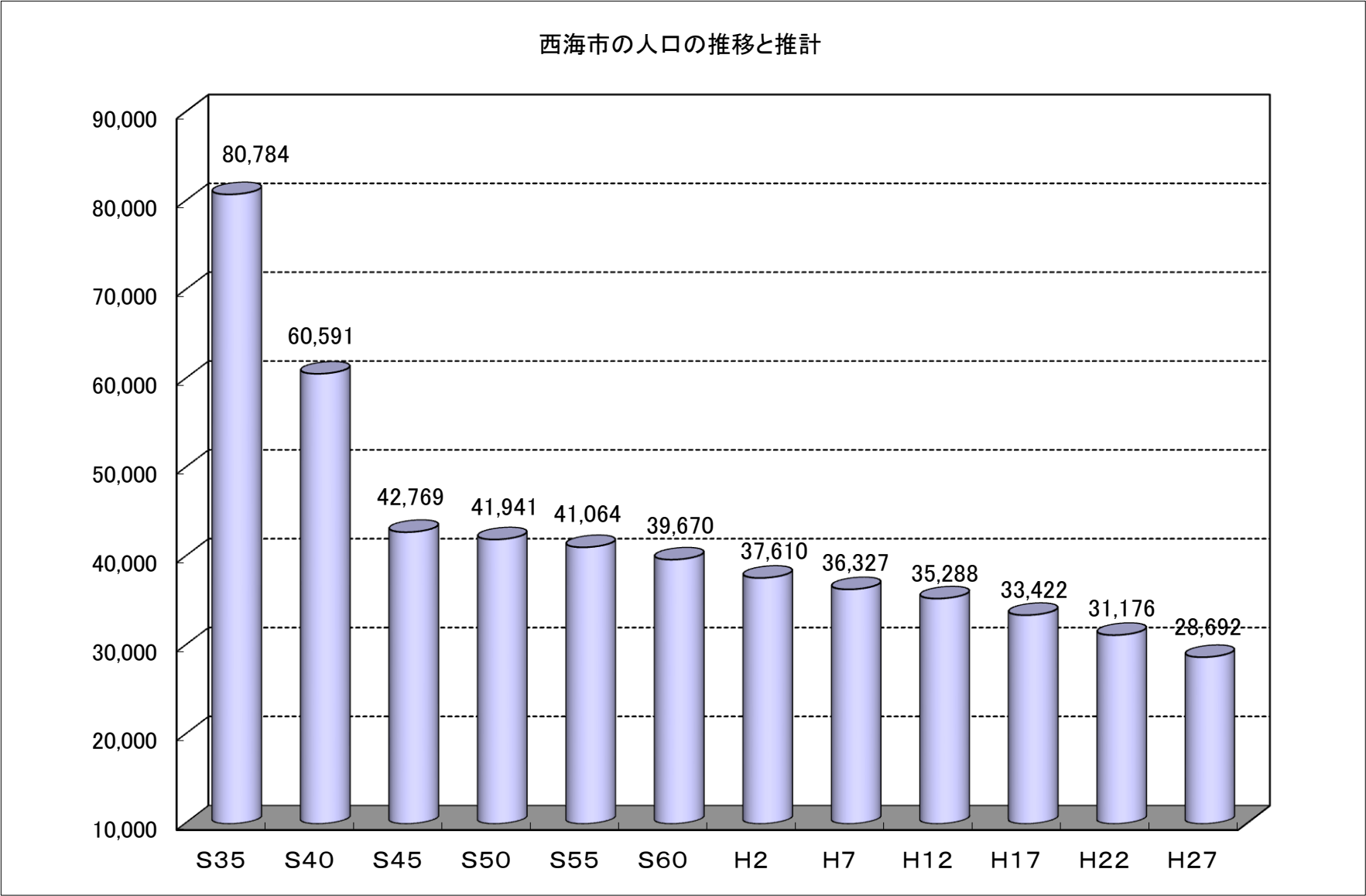
条例の区分	氏 名	役 職 名	摘 要
学校関係者	浅田 眞理	西海市立雪浦小学校長	副委員長
	橋本 彰	西海市立大瀬戸中学校長	
社会教育関係者	岡 剛一郎	西海市文化協会 副会長	
	清原 昌也	西海市PTA連合会 会長	
	辻 道行	西海市社会教育委員会 副委員長	
	山口 孝生	西海市体育協会 代表理事	
学識経験者	久保山好明	長崎県教育センター	
	島内 徹郎	元長崎県体育協会	
	橋川 文次	元活水大学文学部教授	委員長
公募委員	中富 洋幸		

第二期西海市教育振興基本計画策定委員会の審議経過

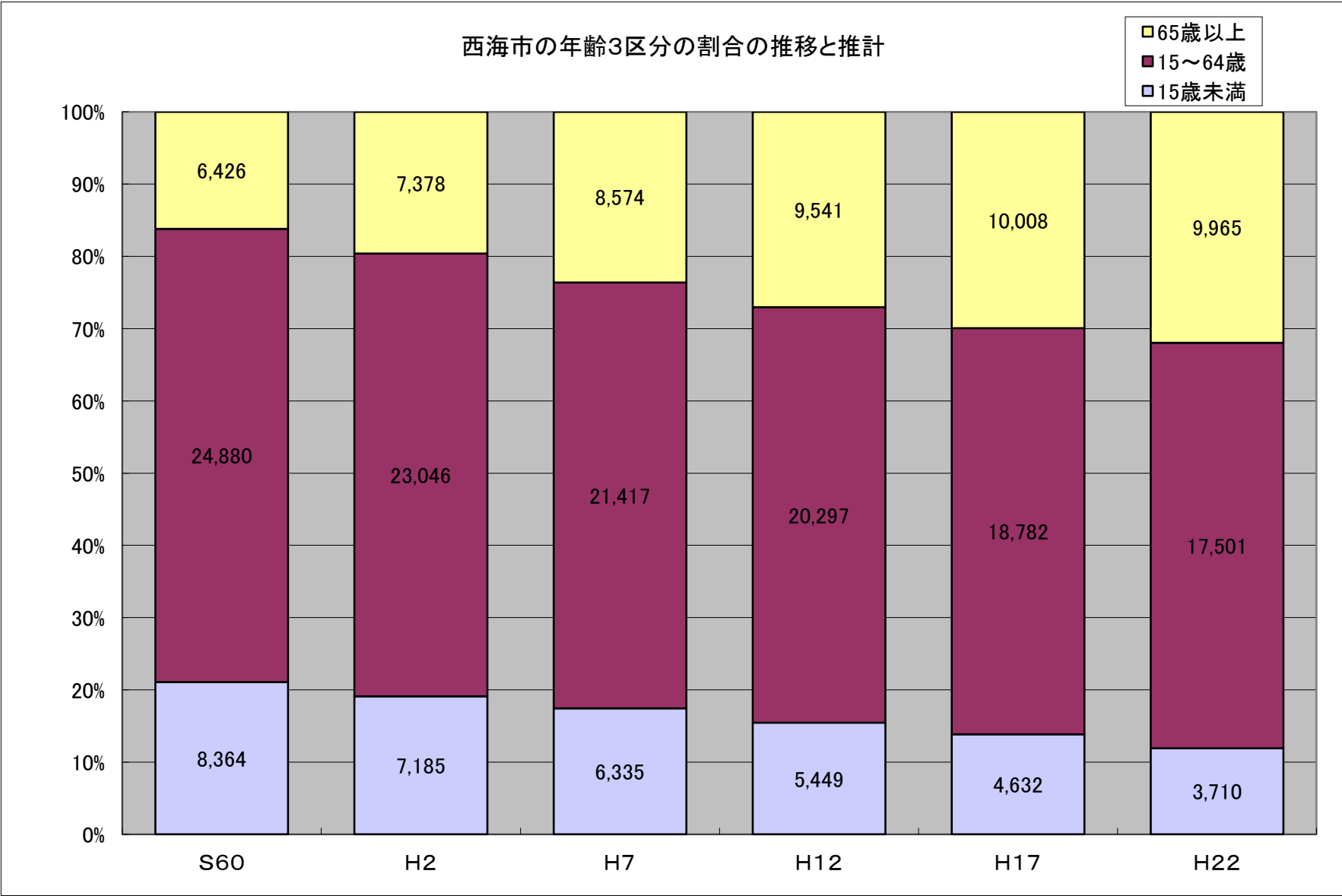
年 月	検 討 事 項	備 考
平成 27 年 8 月	※教育振興基本計画策定の準備等	事務局
10 月	・ 公募委員を広報誌で公募（10/1～10/31）	事務局
12 月	・ 基本計画内容の構成作業	事務局
平成 28 年 1 月 26 日	・ 委員委嘱 ・ 委員長・副委員長の選任 ・ 委員会への諮問 ・ 西海市教育振興基本計画の概要説明	第 1 回
2 月	・ 基本計画内容の構成作業	事務局
3 月 16 日	・ 国、県の教育振興基本計画の概要説明 ・ 市の現振興計画の成果指標の検証 ・ 施策の方向性検討	第 2 回
4 月～5 月	・ 保護者アンケートの実施 ・ 主要施策の作成、検討	事務局
6 月 28 日	・ 保護者アンケートの検証 ・ 主要施策の検討	第 3 回
7 月	・ 主要施策の修正	事務局
8 月 3 日	・ 主要施策の検討	第 4 回
9 月	・ 主要事業の修正	事務局
10 月 13 日	・ 主要事業の検討	第 5 回
11 月	・ 教育関係団体等へ説明を実施 ・ パブリックコメントの実施	事務局
11 月 29 日	・ 西海市教育振興基本計画答申案の決定	第 6 回
平成 28 年 12 月 19 日	・ 西海市教育振興基本計画答申	

(1) 市に関する基本データ

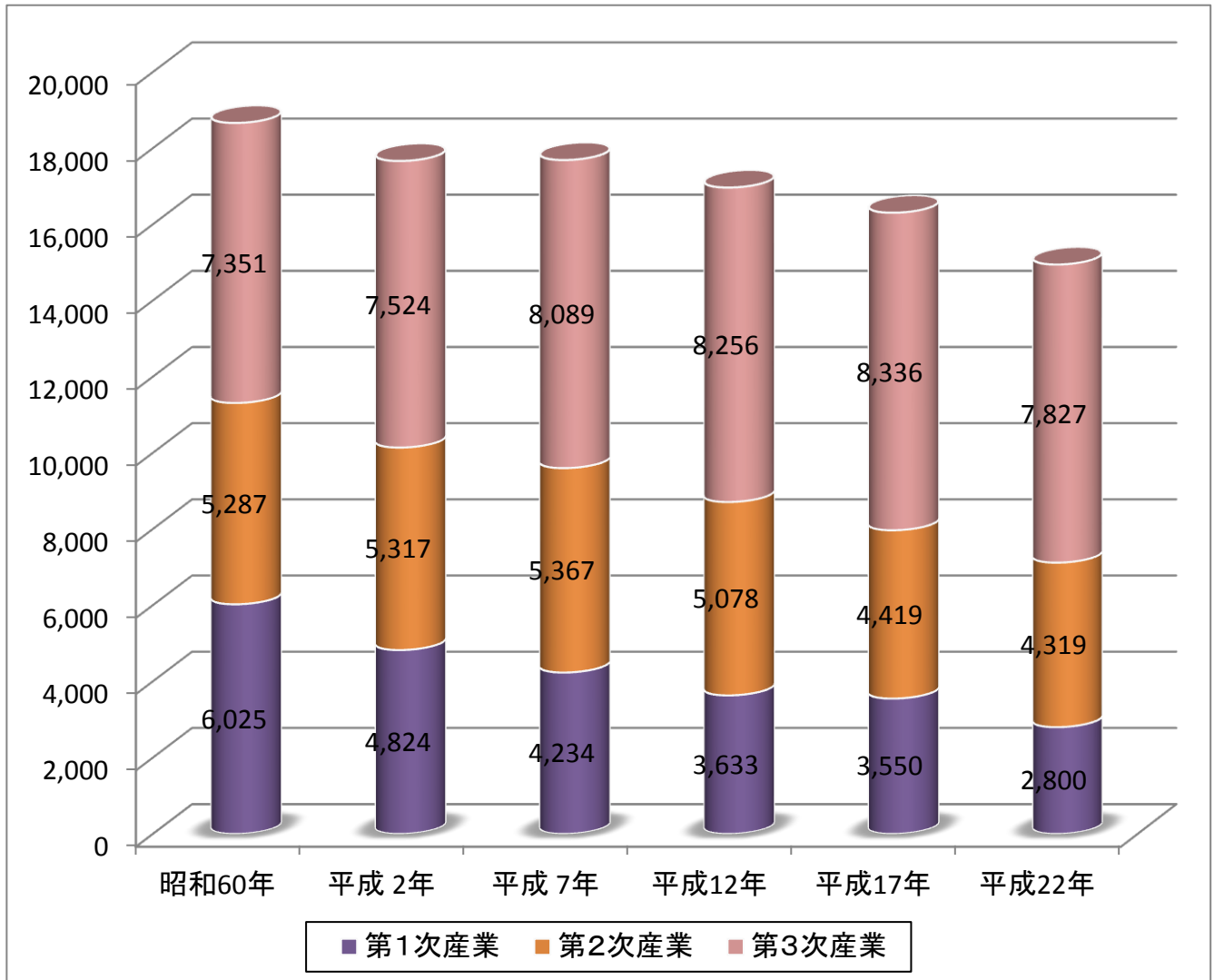
① 西海市の人口構造の推移



※H17に5町合併により
西海市が誕生



(1) 市に関する基本データ
② 産業別就業人口



調査年	人口	就業人口	就業率	第1次産業		第2次産業		第3次産業	
					構成比		構成比		構成比
昭和60年	39,670	18,667	47.06%	6,025	32.3	5,287	28.3	7,351	39.4
平成 2年	37,610	17,722	47.12%	4,824	27.3	5,317	30.1	7,524	42.6
平成 7年	36,327	17,744	48.85%	4,234	23.9	5,367	30.3	8,089	45.7
平成12年	35,288	17,018	48.23%	3,633	21.4	5,078	29.9	8,256	48.7
平成17年	33,422	16,311	48.80%	3,550	21.8	4,419	27.1	8,336	51.1
平成22年	31,176	14,946	47.94%	2,800	18.7	4,319	28.9	7,827	52.4

(1) 市に関する基本データ

③教育施設の状況（ア）公民館（イ）文化施設

(平成28年4月1日現在)

区 分		施 設 名	建 設 年	建物面積	施 設 内 容	備 考
公 立 公 民 館	中央館	西彼教育文化センター	昭和59年	1,094㎡	会議室・日本間・調理実習室・ホール	
		西海公民館	昭和50年	1,129㎡	会議室・日本間・調理実習室・ホール	
		大島離島開発総合センター	昭和54年	1,530㎡	集会室・研修室・調理実習室・和室	公民館類似施設
		崎戸中央公民館	昭和55年	826㎡	会議室・日本間・調理実習室・ホール・図書室	
		大瀬戸コミュニティセンター	昭和52年	1,481㎡	大会議室・第1第2娯楽室・技術研修室・生活実習室	公民館類似施設
	地区館 (校区公民館3,地区公民館7)	大串校区公民館	平成20年開設	1,094㎡	会議室・日本間・調理実習室・ホール	西彼教育文化センターに併設
		大島公立公民館	平成27年開設	1,530㎡	集会室・研修室・調理実習室・和室	大島離島開発総合センターに併設
		崎戸校区公民館	平成20年開設	826㎡	会議室・日本間・調理実習室・ホール・図書室	崎戸中央公民館に併設
		崎戸本郷公民館	昭和52年	481㎡	会議室・日本間・調理実習室・ホール	
		江島公民館	昭和50年	316㎡	会議室・日本間・調理実習室	市役所江島出張所と併設
		平島公民館	昭和51年	338㎡	会議室・日本間・調理実習室	市役所平島出張所と併設
		多以良地区公民館	昭和59年	849㎡	会議室・日本間・調理実習室・ホール	
		松島地区公民館	昭和54年	767㎡	会議室・日本間・調理実習室・ホール	
		瀬戸地区公民館	不明	24㎡	会議室	大瀬戸コミュニティセンターに併設
		雪浦地区公民館	昭和56年	788㎡	会議室・日本間・調理実習室・ホール	
文化財等保存公開施設		中浦ジュリアン記念公園	平成13年	1,100㎡	資料展示室・駐車場・トイレ	
		崎戸炭鉱記念公園	平成元年	8,198㎡	展望所・トイレ・駐車場	
		大瀬戸小田貝塚遺跡公園	平成14年	3,446㎡	猪垣・堀立柱建物跡・休憩所・駐車場・トイレ	
文 化 会 館		大島農村勤労福祉センター	昭和53年	626㎡	ホール・集会室・ステージ・小会議室・ギャラリー	
		大島離島開発総合センター	昭和54年	1,530㎡	集会室・研修室・調理実習室・和室	
		大瀬戸コミュニティセンター	昭和52年	1,481㎡	大会議室・第1第2娯楽室・技術研修室・生活実習室	
		大島文化ホール	平成6年	1,777㎡	楽屋・親子室	
公 立 図 書 館（室）		西彼図書館	昭和57年	163㎡	蔵書数:52,744冊	
		西海図書室			蔵書数:38,001冊	西海歴史民俗資料館内に設置
		大島図書館	平成3年	677㎡	蔵書数:49,683冊	
		崎戸図書室			蔵書数:9,458冊	崎戸中央公民館内に設置
		大瀬戸図書室			蔵書数:30,958冊	大瀬戸歴史民俗資料館内に設置
博 物 館 類 似 施 設		西海歴史民俗資料館	平成3年	1,141㎡	展示室・保管庫・図書室	西海図書室を併設
		崎戸歴史民俗資料館	平成元年	671㎡	展示室・会議室・井上光晴文学室	
		大瀬戸歴史民俗資料館	昭和57年	884㎡	展示室・保管庫・会議室・図書室	大瀬戸図書室を併設

西海市文化財指定状況一覧

(平成28年4月1日現在)

指 定 区 分	種 別	件 数
国	天 然 記 念 物	1
	史 跡	1
県	天 然 記 念 物	1
	史 跡	5
	有 形 民 俗 文 化 財	1
	無 形 民 俗 文 化 財	1
市	天 然 記 念 物	7
	史 跡	14
	有 形 民 俗 文 化 財	3
	無 形 民 俗 文 化 財	4
	有 形 文 化 財	4
	合 計	42

(1) 市に関する基本データ

③ 教育施設の状況 (ウ) スポーツ施設

地区	施設名	開設年	敷地面積(㎡)	施設内容	夜間照明
西彼	八木原運動場	—	5,805	ソフトボール 1面	水銀灯 4基
	上岳運動場	—	7,117	ソフトボール 1面 ゲートボール 2面	無
	西彼中央運動場	—	13,891	ソフトボール 2面 野球 1面	水銀灯 8基
	西彼 多目的運動公園	平成8年	24,334	野球 1面 ソフトボール 2面 テニスコート 2面 ジョギングロード	水銀灯 8基
	西彼総合体育館	平成10年	第1アリーナ 1,387 ※フロア面積	バスケットボール 2面 バレーボール 2面 バドミントン 6面	水銀灯 72灯
			第2アリーナ 312 ※フロア面積	バレーボール 1面 バドミントン 1面 剣道 2面	水銀灯 24灯
			武道場 522	柔道場 2面	50灯
			トレーニング室、リハビリ室 123		
西海	西海 スポーツガーデン	平成5年	テニスコート 1,895	テニスコート 2面 練習コート	水銀灯 20灯
			ゲートボール場 2,010	屋根付ゲートボール場 2面	
			多目的運動場 18,128	ソフトボール 2面 軟式野球 1面 ラグビー 1面 サッカー 1面 陸上300mトラック	水銀灯 132灯
			アスレチックス場 1,947		
			体育館 2,043 ※フロア面積	バスケットボール 1面 バレーボール 2面 バドミントン 4面	水銀灯 48灯
	西海北運動場	昭和54年	多目的運動場 19,015	陸上競技 野球 1面 ソフトボール 2面 サッカー 1面	水銀灯 40灯
			テニスコート 1,332	テニスコート 2面	
	太田和運動場	昭和58年	多目的運動場 14,244	野球 1面 ソフトボール 2面	水銀灯 40灯
			ゲートボール場 700	ゲートボール 2面	
	西海相撲場			相撲 1面	
大島	大島運動公園	昭和50年	8,550	軟式野球 1面 ソフトボール 2面	水銀灯 大48灯 小65灯
	大島体育館	平成5年	1,138 ※フロア面積	バレーボール 2面 バスケットボール 2面 バドミントン 4面	水銀灯 400W×32灯
	大島武道館	昭和59年	400	剣道場 1面 柔道場 1面	28灯
	大島プール	昭和58年	575	大プール 25m×15m 7コース 小プール 20m×10m	無
	大島西面体育館	昭和58年	505 ※フロア面積	バレーボール 1面 バスケットボール 1面	水銀灯 17灯

(1) 市に関する基本データ

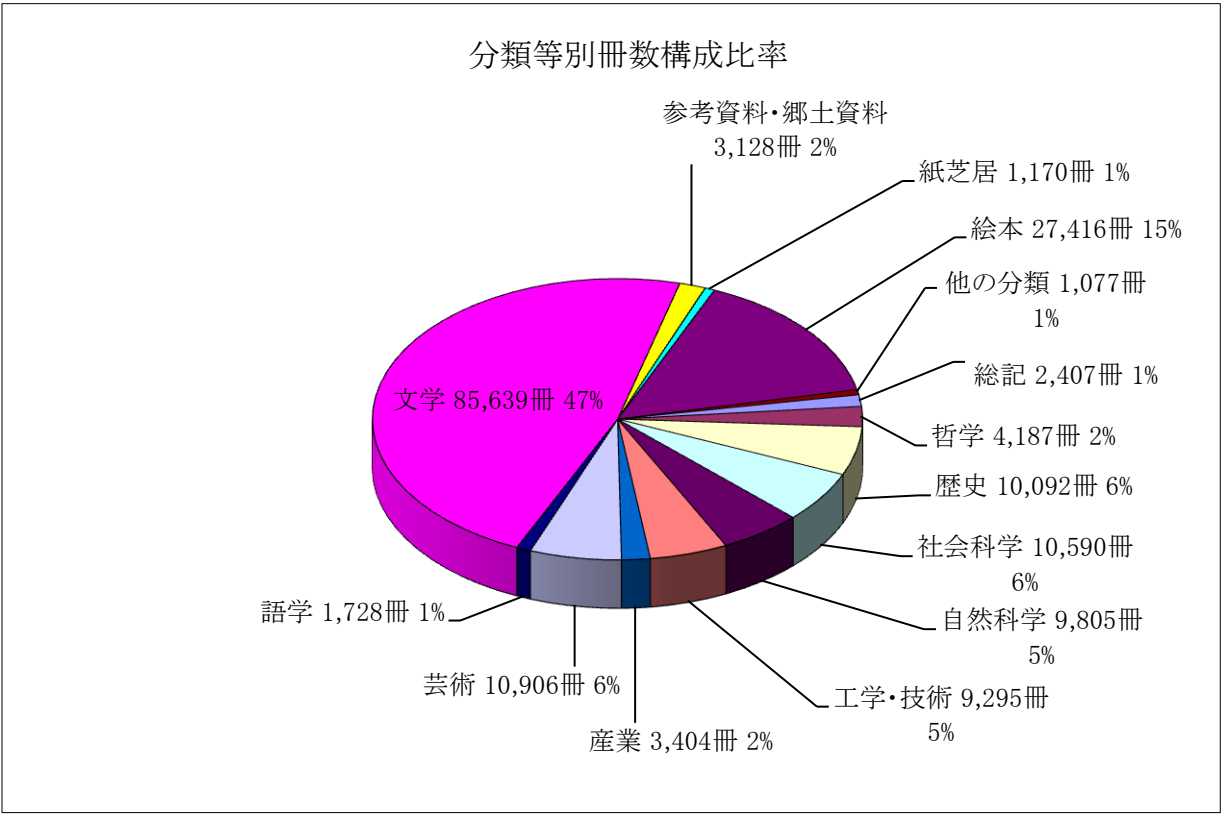
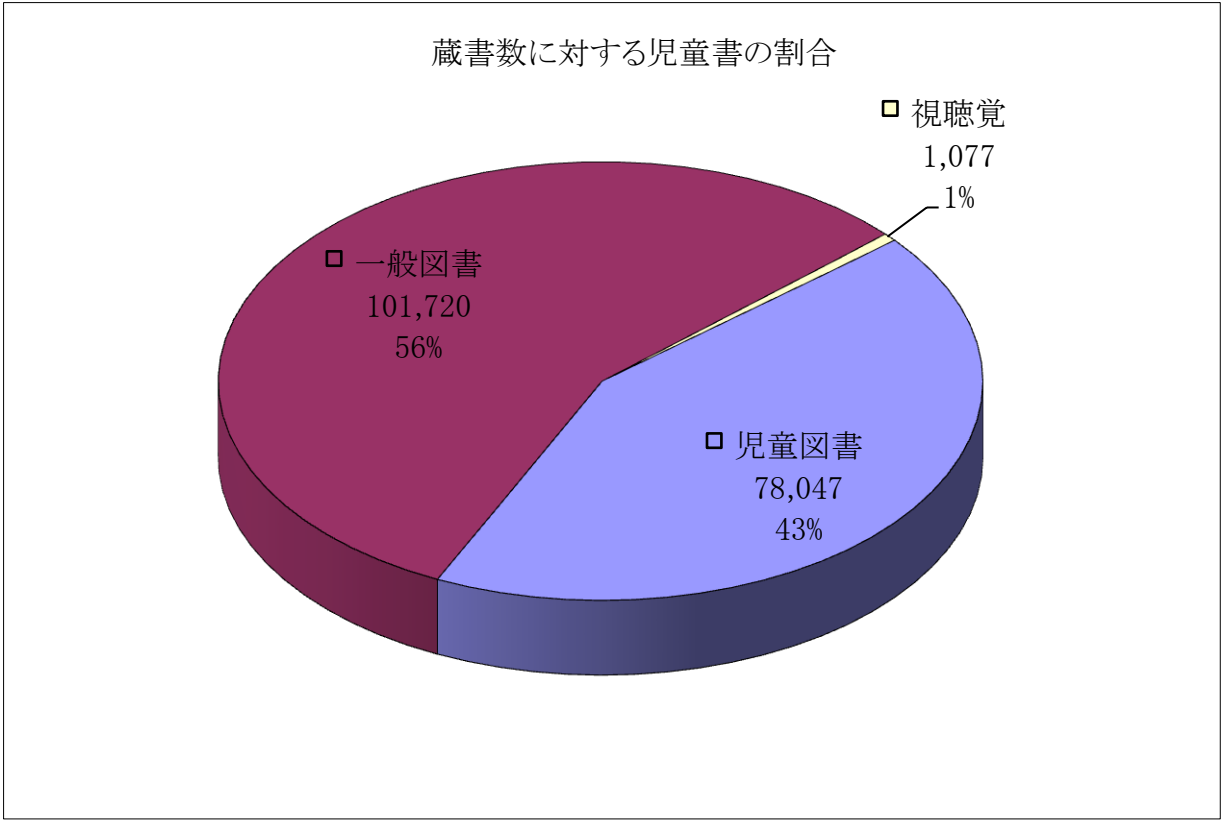
③ 教育施設の状況 (ウ) スポーツ施設

地区	施設名	開設年	敷地面積(㎡)	施設内容	夜間照明
大島	大島若人の森 総合運動公園	昭和57 ～63年	野球場 11,427 運動広場 18,000	硬式野球 1面 陸上競技400mトラック ラグビー 1面 サッカー 1面 アメリカンフットボール 1面 ソフトボール 1面	水銀灯 16灯
		平成6年	多目的広場 12,250 室内練習場 441	野球、ソフト	有
崎戸	崎戸総合運動場	昭和54年	ソフトボール場 10,914 ゲートボール場 660 テニスコート 1,444 総面積 13,018	ソフトボール 2面 ゲートボール 2面 テニスコート 2面	水銀灯 78灯
		平成5年	体育館 1,698 1階 1,302 2階 395	バドミントン 6面 バレーボール 2面 柔道・剣道 4面 ランニングデッキ1周140m トレーニングフロア	水銀灯 24灯
	崎戸温水プール	平成4年 (休館)	鉄筋コンクリート造 1,899 1階 1,331 (プール、採暖室、 更衣室等) 2階(会議室) 411	大プール(25m×7コース) 小プール	有
大瀬戸	大瀬戸 総合運動公園	昭和60年	大体育室 1,750 (50m×35m)	バレー 3面 バスケットボール 2面 バドミントン 10面	水銀灯 400W×4灯 ×48基 1500ルクス
			小体育館 306 (22m×13.5m)	バレーボール 1面 柔剣道、卓球	水銀灯 200W×12灯
			トレーニング室 120	体力診断テスト、用具一式、 トレーニング器機15台	
			陸上競技場 400m×トラック アンツーカー 17,230	陸上競技 8コース	無
			サブグラウンド 11,227	野球、ソフトボール、 サッカー 2面	水銀灯 1000W×64灯
			テニスコート 4,816 人工芝	テニス 5面	LED投光器 40個
		平成14年	弓道場「碧水館」 334.35	弓道 6立	有
		平成23年	屋内プール 1,078	大プール(25m×7コース) 幼児プール	有
	多以良運動場	昭和54年	6,500	多目的広場	水銀灯 1000W×35灯
	多以良体育館	昭和57年	684		水銀灯 400W×16灯
	雪浦運動場	昭和54年	7,014	多目的広場	水銀灯 400W×35灯
	松島運動場		4,586		
	松島体育館	昭和56年	684		水銀灯 400W×16灯
	幸物運動場				
	幸物体育館	平成7年	483		水銀灯 400W×14灯

(1) 市に関する基本データ

③ 教育施設の状況（西海市図書館（室）保有冊数状況）

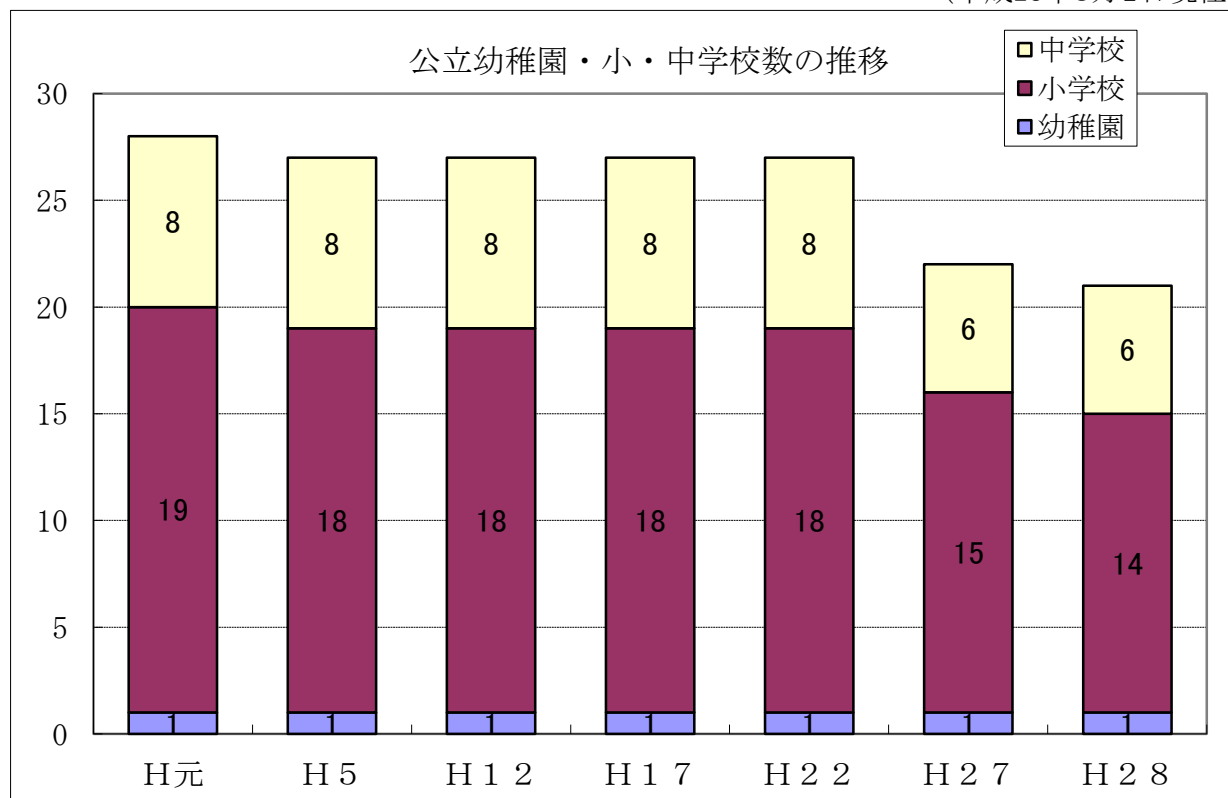
（平成28年4月1日現在）



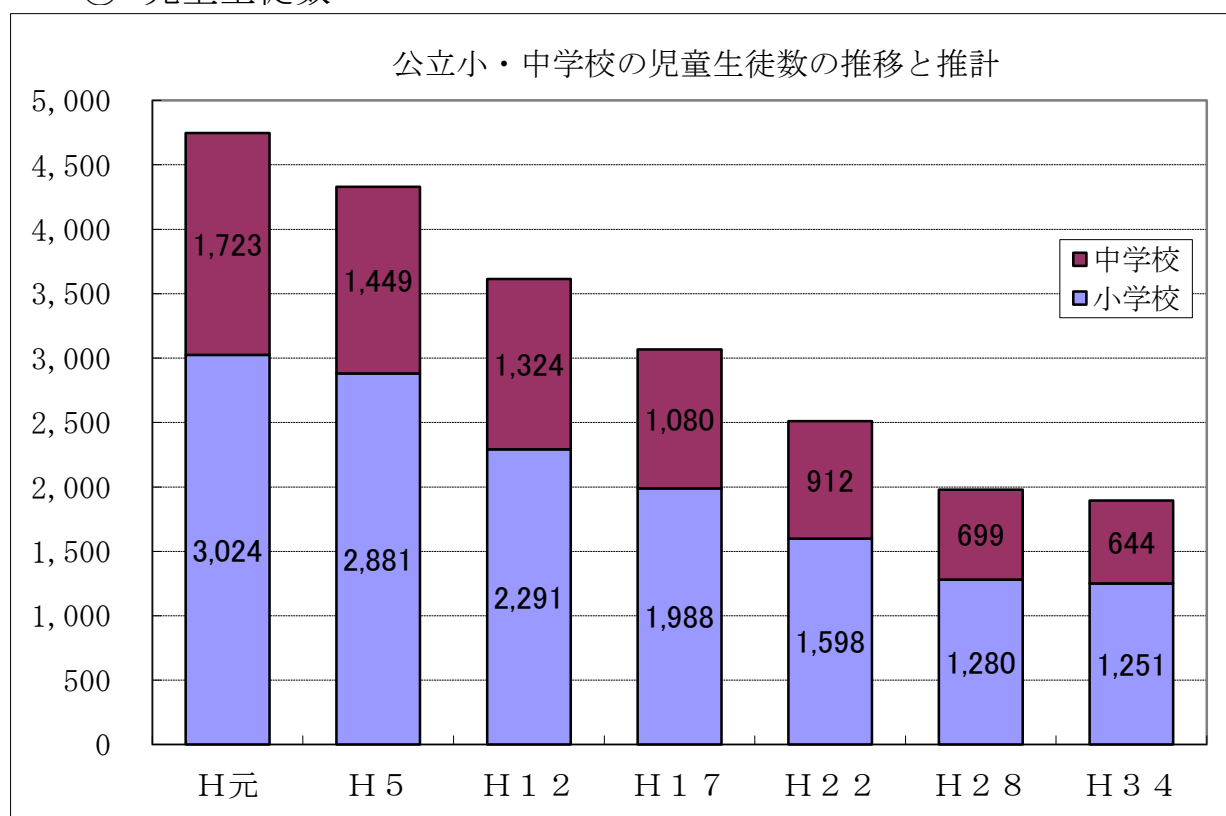
(2) 学校に関する基本データ

① 学校数

(平成28年5月1日現在)



② 児童生徒数



(2) 学校に関する基本データ

③教職員数（平成28年度）

※教員・養護教諭には、産休・海外派遣等含む（講師・養護助教諭含）

（平成28年5月1日現在）

小学校		校長	教頭	教員・ 養護教諭	事務	栄養 職員	合計
1	亀岳	1	1	11	1	1	15
2	白似田	1	1	7	1		10
3	大串	1	1	11	1		14
4	西彼北	1	1	11	1		14
5	西海東	1	1	12	1	1	16
6	西海北	1	1	8	1		11
7	西海	1	1	10	1		13
8	大島西	1	1	7	1		10
9	大島東	1	1	15	1		18
10	崎戸	1	1	4			6
11	江島	1		1	1		3
12	平島	1		2	1		4
13	大瀬戸	1	1	14	1	1	18
14	雪浦	1	1	6	1		9
合計		14	12	119	13	3	161

中学校		校長	教頭	教員・ 養護教諭	事務	栄養 職員	合計
1	西彼	1	1	18	1		21
2	西海	1	1	14	1		17
3	大崎	1	1	14	2	1	19
4	江島		1	5			6
5	平島		1	5			6
6	大瀬戸	1	1	13	1		16
合計		4	6	69	5	1	85

小中学校	校長	教頭	教員・ 養護教諭	事務	栄養職員	合計
合 計	18	18	188	18	4	246

(2) 学校に関する基本データ

資料 5(2)④

④高等学校への進学先

(平成28年3月現在)

市内中学校名	進学先等	平成27年度	平成26年度	平成25年度
西彼中学校	西彼杵高校	8	16	4
	西彼農業高校	14	16	22
	大崎高校	1	2	0
	佐世保市内の高校	14	28	21
	長崎市内の高校	28	28	24
	その他	6	15	20
	小計	71	105	91
西海中学校	西彼杵高校	13	10	15
	西彼農業高校	8	11	18
	大崎高校	8	2	4
	佐世保市内の高校	36	43	26
	長崎市内の高校	5	3	1
	その他	8	5	7
	小計	78	74	71
大崎中学校	西彼杵高校	4	2	2
	西彼農業高校	0	1	0
	大崎高校	32	40	24
	佐世保市内の高校	8	12	10
	長崎市内の高校	1	1	3
	その他	3	2	3
	小計	48	58	42
江島中学校	西彼杵高校			
	西彼農業高校			
	大崎高校			
	佐世保市内の高校			
	長崎市内の高校			
	その他			
	小計			
平島中学校	西彼杵高校		0	0
	西彼農業高校		0	0
	大崎高校		0	0
	佐世保市内の高校		0	1
	長崎市内の高校		0	0
	その他		1	0
	小計		1	1
大瀬戸中学校	西彼杵高校	25	17	20
	西彼農業高校	1	1	0
	大崎高校	0	0	0
	佐世保市内の高校	5	2	8
	長崎市内の高校	18	18	17
	その他	3	9	4
	小計	52	47	49

(3) 教育財政に関する基本データ

①本市の財政状況

平成22年度及び平成25年度から平成27年度までの決算状況

区 分		平成22年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
1	歳入総額	26,297,184	21,288,994	24,897,715	22,600,822
2	歳出総額	25,349,177	20,548,463	24,021,555	21,494,052
	うち教育費	1,684,486	1,866,100	1,521,127	1,587,877
3	歳入歳出差引額	948,007	740,531	876,160	1,106,770
4	翌年度へ繰り越すべき財源	343,034	100,347	103,957	220,720
5	実質収支	604,973	640,184	772,203	886,050
	実質収支比率 %	4.4	4.7	5.6	6.6
6	単年度収支	39,667	59,044	132,019	113,847
7	積立金	315,807	427	463	631,994
8	繰上償還金	1,289,229	2,292,200	2,097,552	93,867
9	積立金取り崩し額	0	500,000	0	0
10	実質単年度収支	1,644,703	1,851,671	2,230,034	839,708
財 政 指 標 等					
11	基準財政需要額	9,619,286	9,431,154	9,790,940	10,108,798
12	基準財政収入額	3,174,427	4,260,801	3,654,161	3,374,645
13	標準財政規模	13,630,233	13,686,475	13,723,412	13,456,246
14	財政力指数	0.33	0.43	0.42	0.38
15	経常収支比率 %	81.3	82.9	80.2	78.9
16	実質公債費比率 %	13.1	6.7	4.0	1.4
17	積立金現在高	9,808,290	11,250,292	12,178,697	14,998,499
	財政調整基金	2,151,391	1,653,471	1,653,934	2,285,928
	減債基金	1,878,853	2,570,483	2,417,986	2,830,958
	その他特定目的基金	5,778,046	7,026,338	8,106,777	9,881,613
18	地方債現在高	25,990,820	21,306,293	20,588,469	21,511,716
19	債務負担行為額	2,904,694	7,449,528	4,872,442	5,436,170

②一般会計に占める教育費の割合

平成22年度及び平成25年度から平成27年度までの教育費決算状況とその割合

(単位：千円)

区 分		平成22年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	
2	歳出総額	25, 349, 177	20, 548, 463	24, 021, 555	21, 429, 912	
	教育費	1, 684, 486	1, 866, 100	1, 521, 127	1, 587, 877	
	教育費の占める割合 %	6. 65	9. 08	6. 33	7. 41	
	内 訳	教育総務費	204,135	695,751	220,741	311,476
		小学校費	452,797	313,773	358,609	293,578
		中学校費	274,002	138,550	150,281	250,646
		幼稚園費	34,243	29,615	35,052	36,388
		社会教育費	320,794	287,517	260,206	260,274
		保健体育費	398,515	400,892	496,236	435,511

③教育予算の状況

平成28年度当初予算の科目別明細

(単位：千円)

科 目		本年度予算額	うち一般財源
教育費		1,814,430	1,246,920
	教育総務費	268,638	236,350
	教育委員会費	1,748	1,748
	事務局費	231,225	214,044
	教職員住宅費	6,964	0
	外国青年招致費	16,367	16,367
	教育振興費	12,334	4,191
	小学校費	504,369	236,396
	学校管理費	131,200	130,730
	教育振興費	100,877	93,297
	学校建設費	272,292	12,369
	中学校費	193,647	147,772
	学校管理費	56,784	55,459
	教育振興費	98,898	91,007
	学校建設費	37,965	1,306
	幼稚園費	37,270	29,256
	幼稚園費	37,270	29,256
	社会教育費	461,234	262,413
	社会教育総務費	152,903	138,072
	公民館費	73,098	34,239
	文化財保護費	12,658	12,646
	図書館費	36,517	36,517
	文化施設管理費	186,058	40,939
	保健体育費	349,272	334,733
	保健体育総務費	68,013	63,608
	体育施設費	91,945	86,511
	学校給食費	189,314	184,614

教育基本法

(平成 18 年 12 月 22 日法律第 120 号)

教育基本法（昭和 22 年法律第 25 号）の全部を改正する。我々日本国民は、たゆまぬ努力によって築いてきた民主的で文化的な国家を更に発展させるとともに、世界の平和と人類の福祉の向上に貢献することを願うものである。我々は、この理想を実現するため、個人の尊厳を重んじ、真理と正義を希求し、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成を期するとともに、伝統を継承し、新しい文化の創造を目指す教育を推進する。ここに、我々は、日本国憲法 の精神にのっとり、我が国の未来を切り拓く教育の基本を確立し、その振興を図るため、この法律を制定する。

前文

第 1 章 教育の目的及び理念（第 1 条—第 4 条）

第 2 章 教育の実施に関する基本（第 5 条—第 15 条）

第 3 章 教育行政（第 16 条・第 17 条）

第 4 章 法令の制定（第 18 条）

附則

第 1 章 教育の目的及び理念

（教育の目的）

第 1 条 教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

（教育の目標）

第 2 条 教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- （1） 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。
- （2） 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。
- （3） 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
- （4） 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- （5） 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、

他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

(生涯学習の理念)

第3条 国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

(教育の機会均等)

第4条 すべて国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならない。人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。

2 国及び地方公共団体は、障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない。

3 国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な者に対して、奨学の措置を講じなければならない。

第2章 教育の実施に関する基本

(義務教育)

第5条 国民は、その保護する子に、別に法律で定めるところにより、普通教育を受けさせる義務を負う。

2 義務教育として行われる普通教育は、各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培い、また、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うことを目的として行われるものとする。

3 国及び地方公共団体は、義務教育の機会を保障し、その水準を確保するため、適切な役割分担及び相互の協力の下、その実施に責任を負う。

4 国又は地方公共団体の設置する学校における義務教育については、授業料を徴収しない。

(学校教育)

第6条 法律に定める学校は、公の性質を有するものであつて、国、地方公共団体及び法律に定める法人のみが、これを設置することができる。

2 前項の学校においては、教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われなければならない。この場合において、教育を受ける者が、学校生活を営む上で必要な規律を重んずるとともに、自ら進んで学習に取り組む意欲を高めることを重視して行われなければならない。

(大学)

第7条 大学は、学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。

2 大学については、自主性、自律性その他の大学における教育及び研究の特性が尊重さ

れなければならない。

(私立学校)

第8条 私立学校の有する公の性質及び学校教育において果たす重要な役割にかんがみ、国及び地方公共団体は、その自主性を尊重しつつ、助成その他の適当な方法によって私立学校教育の振興に努めなければならない。

(教員)

第9条 法律に定める学校の教員は、自己の崇高な使命を深く自覚し、絶えず研究と修養に励み、その職責の遂行に努めなければならない。

2 前項の教員については、その使命と職責の重要性にかんがみ、その身分は尊重され、待遇の適正が期せられるとともに、養成と研修の充実が図られなければならない。

(家庭教育)

第10条 父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(幼児期の教育)

第11条 幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることにかんがみ、国及び地方公共団体は、幼児の健やかな成長に資する良好な環境の整備その他適当な方法によって、その振興に努めなければならない。

(社会教育)

第12条 個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。

2 国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供その他の適当な方法によって社会教育の振興に努めなければならない。

(学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力)

第13条 学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力に努めるものとする。

(政治教育)

第14条 良識ある公民として必要な政治的教養は、教育上尊重されなければならない。

2 法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない。

(宗教教育)

第15条 宗教に関する寛容の態度、宗教に関する一般的な教養及び宗教の社会生活における地位は、教育上尊重されなければならない。

2 国及び地方公共団体が設置する学校は、特定の宗教のための宗教教育その他宗教的活

動をしてはならない。

第3章 教育行政

(教育行政)

第16条 教育は、不当な支配に服することなく、この法律及び他の法律の定めるところにより行われるべきものであり、教育行政は、国と地方公共団体との適切な役割分担及び相互の協力の下、公正かつ適正に行われなければならない。

2 国は、全国的な教育の機会均等と教育水準の維持向上を図るため、教育に関する施策を総合的に策定し、実施しなければならない。

3 地方公共団体は、その地域における教育の振興を図るため、その実情に応じた教育に関する施策を策定し、実施しなければならない。

4 国及び地方公共団体は、教育が円滑かつ継続的に実施されるよう、必要な財政上の措置を講じなければならない。

(教育振興基本計画)

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

第4章 法令の制定

第18条 この法律に規定する諸条項を実施するため、必要な法令が制定されなければならない。

附 則 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。



発行／平成 2 9 年 3 月

西海市教育委員会

〒857-2301

長崎県西海市大瀬戸町瀬戸板浦郷 920 番地 12

TEL 0959-37-0077 (代)

FAX 0959-22-9011

E mail 教育総務課 edu-soumu@city.saikai.lg.jp